

○ 調査の目的

次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討が必要とされた事項、令和6年度の報酬改定の効果検証等における必要な事項等について調査・分析を行い、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

○ 調査の概要

調 査 名	調 査 項 目
生活介護事業所の実態調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、営業時間の状況、強度行動障害を有する者、重症心身障害者、医療的ケアが必要な者の受け入れ状況、配慮規定の実施状況、延長支援の実施状況、送迎の実施状況、事業所の収支状況 等
就労系障害福祉サービスの実態調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、就労移行支援における利用定員10人以上20人未満の区分の参入状況、休職者の就労系サービスの一時利用の活用状況、就労系サービスの新規利用の状況、就労系サービスから一般就労への移行の状況 等
訪問系サービスの実態調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者の状況（障害種別、障害支援区分等）、重度訪問介護の入院中の支援の状況、ヘルパーの移動時間等の状況 等
共同生活援助における経営状況等調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、事業所の所定労働時間、人員配置の状況、人員配置体制加算の算定状況、事業収支の状況、通院等支援の提供状況、一人暮らし等への支援状況、医療的ケア者および重度者の受入状況 等
計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、人員体制及び相談支援専門員の状況、相談支援の契約の状況、複数事業所の協働による体制確保の状況、基本報酬の算定状況、各種加算の算定状況、事業所の経営状況 等
意思決定支援、権利擁護等の実態把握に関する調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、意思決定支援、権利擁護等の体制及び実施等の状況、財産の管理又は日常生活等に支障がある利用者の状況、成年後見制度等の利用者の状況、金銭管理の実施状況 等
障害児者の短期入所の利用に係る実態調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、強度行動障害を有する児・者、重症心身障害児・者、医療的ケアが必要な児・者の受け入れ状況、報酬算定の状況（基本報酬、各種加算）、職員の配置状況、関係機関との連携状況 等
障害児通所支援事業所の実態調査	施設・事業所の基本情報（設立時期、経営主体、職員数、利用者数等）、営業時間の状況、サービス提供時間（個別支援計画で定める支援時間）の状況、各種加算の算定状況、延長支援の状況、送迎の状況、重症心身障害児・医療的ケア児の受け入れ状況 等
（各調査共通項目）	調査対象サービスにおける職員の充足状況、職員確保のために行っている取組の状況、調査対象サービスの経営状況、事業所の虐待防止対策、業務継続対策、情報公表等の状況、調査対象サービスの新規利用者の状況、新規利用者確保のために行っている取組の状況 等

○ 調査の方法等

調査実施時期：令和6年11月～12月

標本抽出方法：調査の対象となるサービスの施設・事業所について、無作為抽出または調査目的に応じた層化抽出を行い、調査対象を選定した。

1. 生活介護事業所の実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○生活介護におけるサービス提供時間に応じた基本報酬の導入や延長支援加算の見直し、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した基本報酬の設定、入浴支援加算や喀痰吸引等実施加算の創設、人員配置体制加算や常勤看護職員等配置加算の拡充などを内容とする令和6年度報酬改定の影響を把握し、次期改定に向けての検討に活かすことを目的とする。

2. 調査対象等

○全国の生活介護事業所（12,246事業所）から、1,000事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	8	992	618	62.3%	612	61.7%

3. 調査結果のポイント

- 生活介護の実利用者数（令和6年9月）は、1事業所あたりの平均で20.8人となっており、障害支援区分6の利用者が多くなっている。
- 強度行動障害を有する者の受け入れの課題としては、「他の利用者への影響や関係性に不安がある」「現在の職員体制で受け入れた場合、他の利用者へのケアが手薄になる不安がある」等をあげる事業所が多くなっている。重症心身障害者、医療的ケアを要する者（重心以外）の受け入れの課題としては、「医療的ケアの提供が難しい」「看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している」等をあげる事業所が多くなっている。
- 個別支援計画で定める標準的な支援時間の配慮規定に該当する時間の加算については、「利用時間が短時間にならざるを得ない利用者についての受け入れ準備、申し送り等にかかる時間」を加算している事業所は19.0%、「送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間」を加算している事業所は13.1%、「利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合」を加算している事業所は7.7%となっている。なお、該当のない場合（無回答の事業所）は71.9%となっている。
- 延長支援（9時間以上のサービス提供）を「実施している」事業所は10.5%となっている。延長支援を実施している事業所では、延長支援の時間帯におけるサービス提供及び職員配置の状況として、「通常時間帯よりも少ない職員配置だが、通常時間帯とほぼ同じ内容のサービスを提供している」事業所が多くなっている。
- 入浴支援について、「実施している」事業所は42.3%となっている。入浴支援を実施している事業所で、対象者に強度行動障害を有する者、重症心身障害者、医療的ケアを要する者（重心以外）がいる事業所の入浴支援の実人数・平均時間を見ると、いずれも、利用者1人1回あたりの平均時間は、全体と比べて強度行動障害を有する者等でやや長くなっている傾向が見られる。入浴支援を実施している事業所における入浴支援加算は、「算定している」が44.8%となっている。
- 送迎については「送迎を行っている」が93.3%となっている。送迎を行っている事業所で、送迎1回1台あたりの同乗職員数（運転手除く）を聞いたところ、利用者に強度行動障害を有する者、重症心身障害者が半数以上いる事業所で、同乗職員数の多い傾向が見られ、重症心身障害者が半数以上いる事業所では「看護職員」の同乗割合が高くなっている。

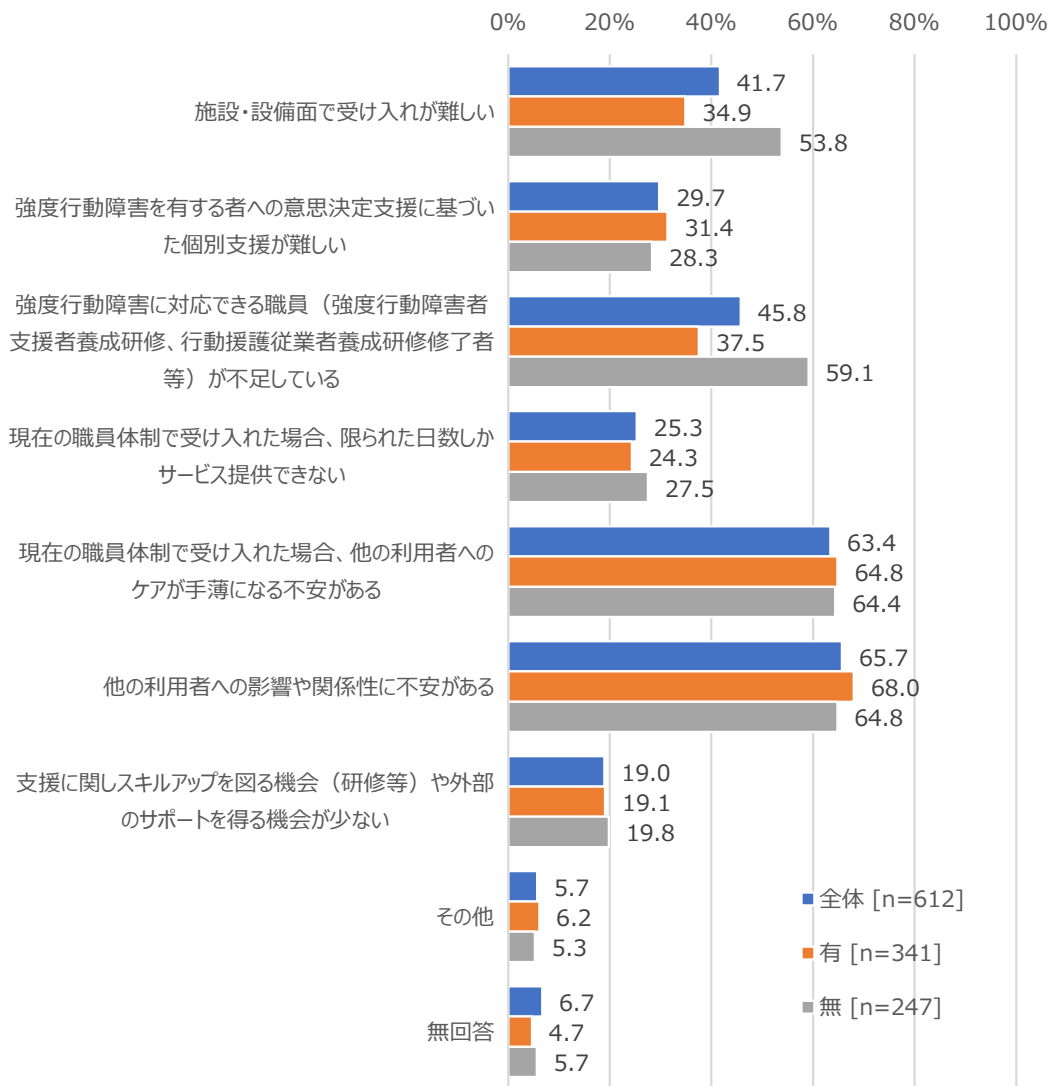
(1) 生活介護の実利用者数、強度行動障害等の受け入れの課題

- 生活介護の実利用者数（令和6年9月）は、1事業所あたりの平均で20.8人となっており、障害支援区分6の利用者が多くなっている。
- 強度行動障害を有する者の受け入れの課題としては、「他の利用者への影響や関係性に不安がある」「現在の職員体制で受け入れた場合、他の利用者へのケアが手薄になる不安がある」等をあげる事業所が多くなっている。

生活介護の実利用者数（令和6年9月）

(単位：人)		全体 [n=588]	生活介護のみ [n=321]	多機能型 [n=220]
区分1	利用者	0.0	0.0	0.1
	うち、強度行動障害を有する者	0.0	0.0	0.0
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0
区分2	利用者	0.3	0.3	0.3
	うち、強度行動障害を有する者	0.0	0.0	0.0
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0
区分3	利用者	1.8	2.0	1.6
	うち、強度行動障害を有する者	0.0	0.1	0.0
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0
区分4	利用者	4.5	5.0	4.1
	うち、強度行動障害を有する者	0.4	0.6	0.3
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0
区分5	利用者	5.9	7.0	5.1
	うち、強度行動障害を有する者	1.8	2.2	1.5
	うち、重症心身障害者	0.1	0.2	0.1
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.1	0.0
区分6	利用者	8.2	10.5	5.9
	うち、強度行動障害を有する者	2.9	4.0	1.9
	うち、重症心身障害者	1.8	2.2	1.4
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.4	0.6	0.2
非該当・その他	利用者	0.0	0.0	0.0
	うち、強度行動障害を有する者	0.0	0.0	0.0
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0
合計		20.8	24.8	17.1

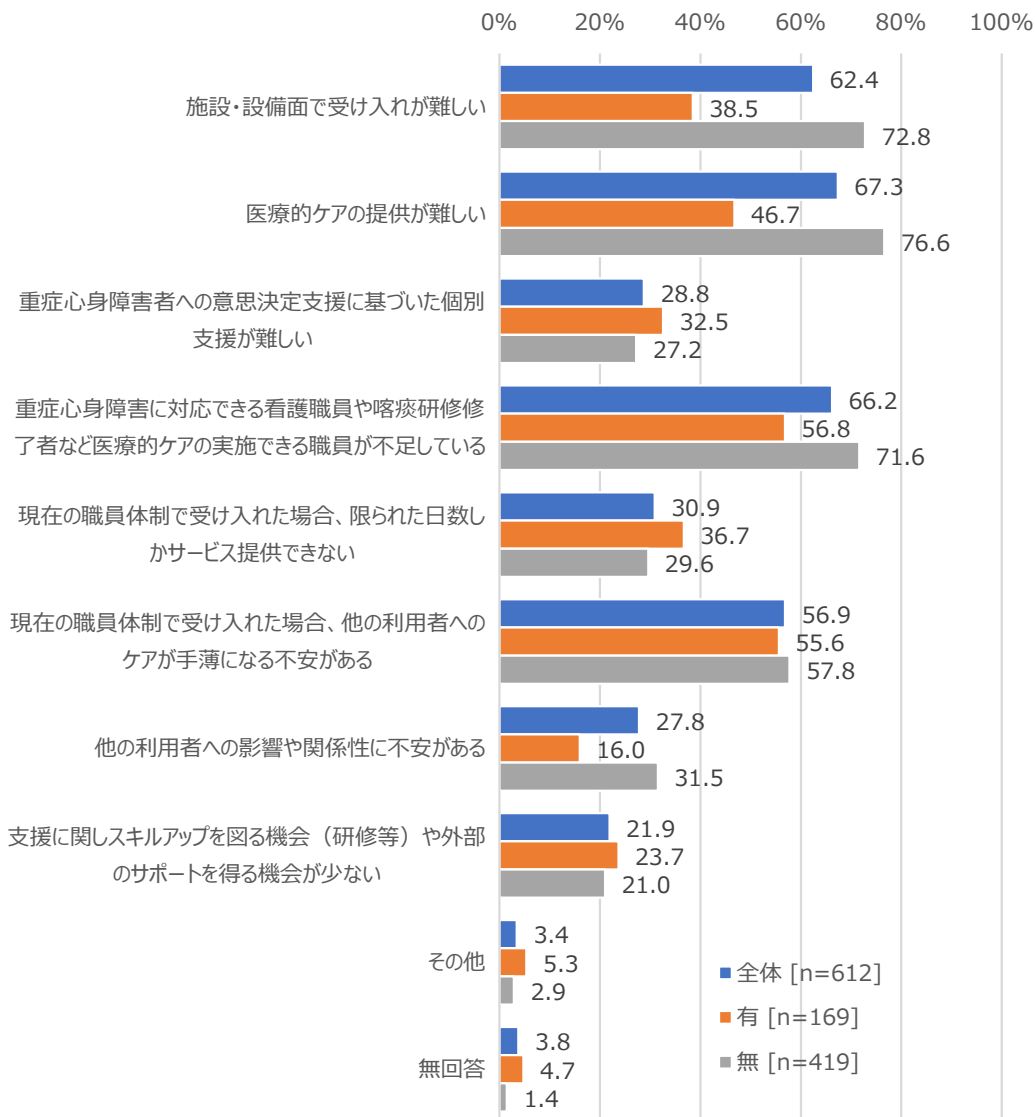
強度行動障害を有する者の受け入れの課題〔複数回答〕
（強度行動障害を有する利用者の有無別）



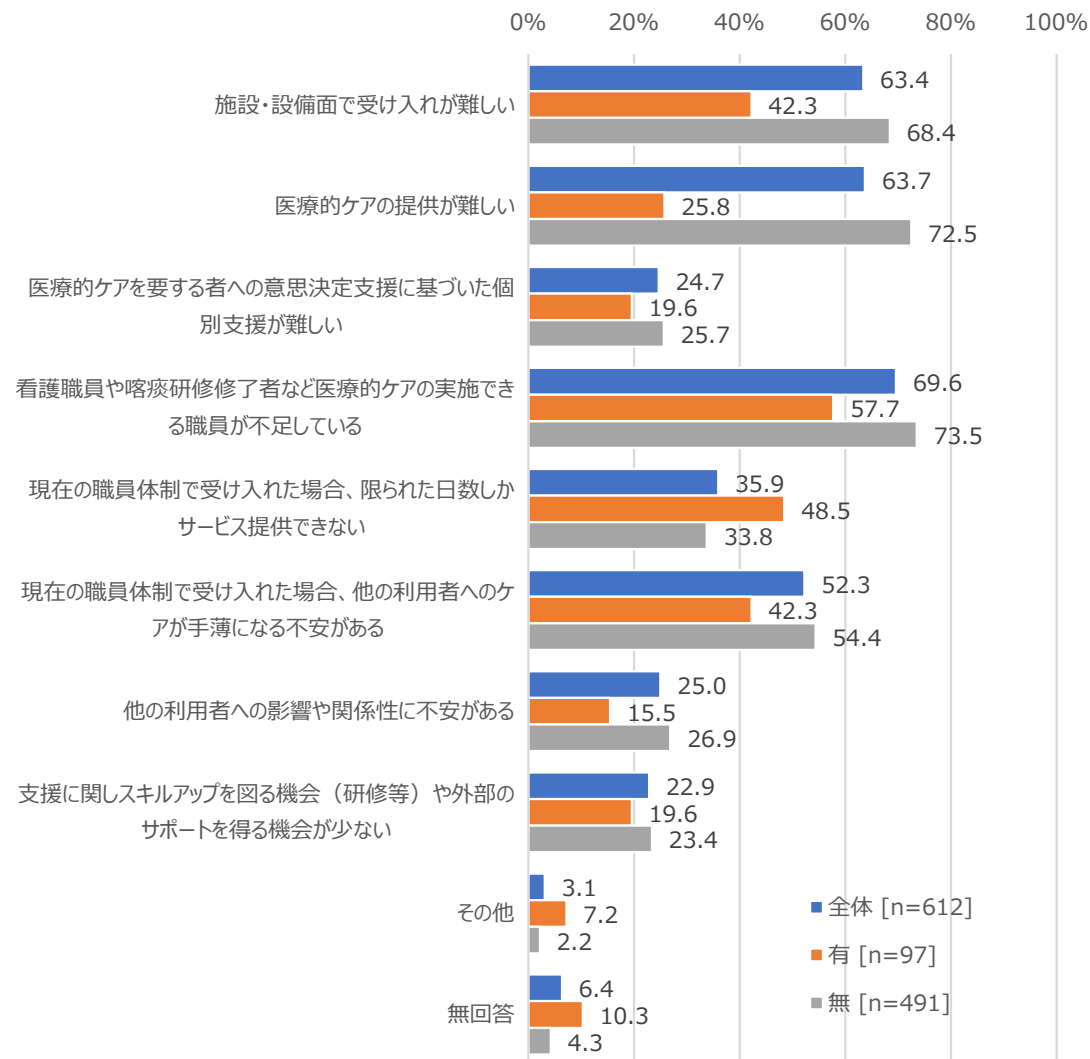
(2) 重症心身障害者等の受け入れの課題

重症心身障害者、医療的ケアを要する者（重心以外）の受け入れの課題としては、「医療的ケアの提供が難しい」「看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している」等をあげる事業所が多くなっている。

重症心身障害者の受け入れの課題〔複数回答〕
（重症心身障害の利用者の有無別）



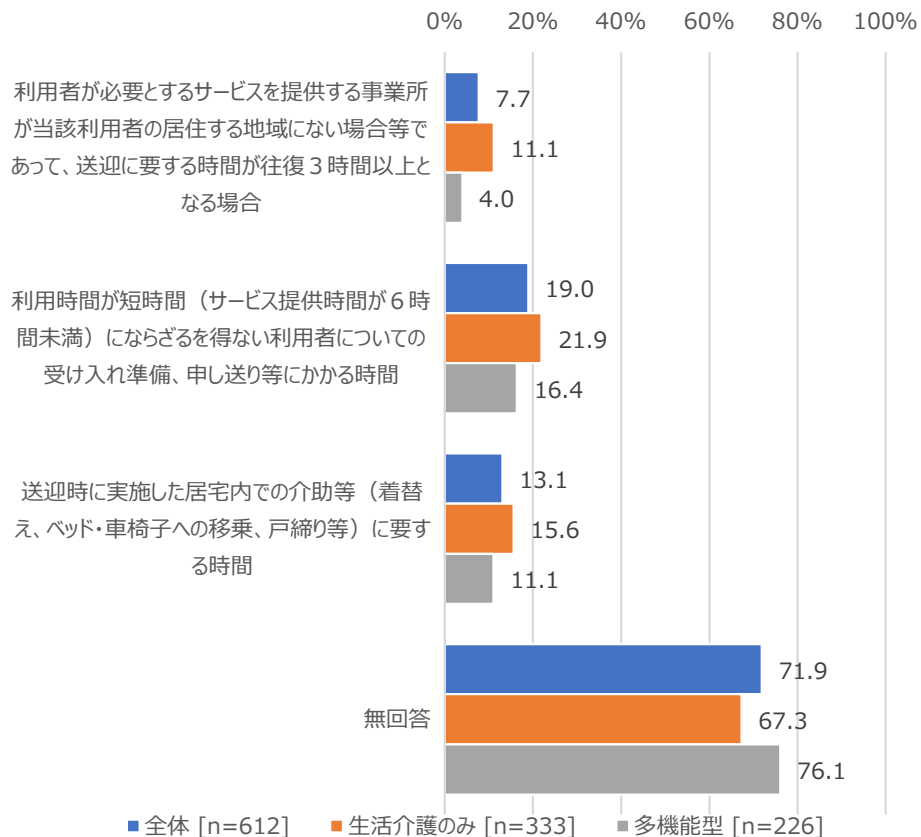
医療的ケアを要する者（重心以外）の受け入れの課題〔複数回答〕
（医療的ケアを要する利用者の有無別）



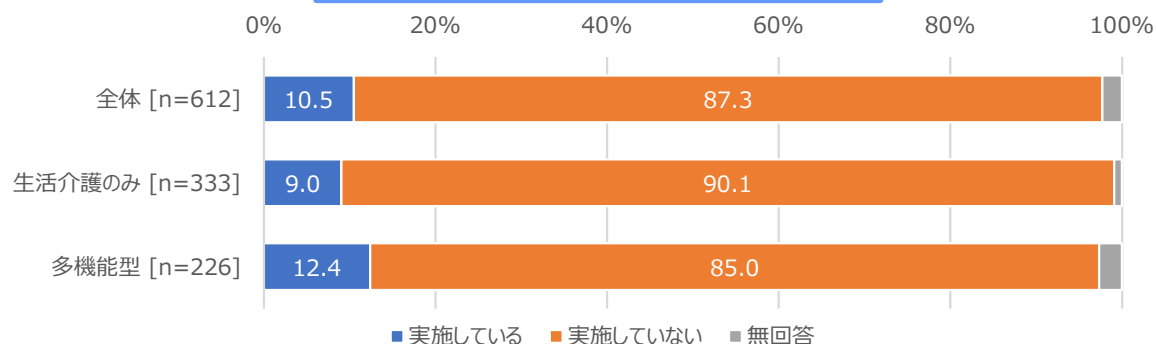
(3) 個別支援計画で定める標準的な支援時間の配慮規定、延長支援の状況

- 個別支援計画で定める標準的な支援時間の配慮規定に該当する時間の加算について聞いたところ、「利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者についての受け入れ準備、申し送り等にかかる時間」を加算している事業所は19.0%、「送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間」を加算している事業所は13.1%、「利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合」を加算している事業所は7.7%となっている。
- 延長支援（9時間以上のサービス提供）を「実施している」事業所は10.5%となっている。延長支援を実施している事業所では、延長支援の時間帯におけるサービス提供及び職員配置の状況として、「通常時間帯よりも少ない職員配置だが、通常時間帯とほぼ同じ内容のサービスを提供している」事業所が多くなっている。

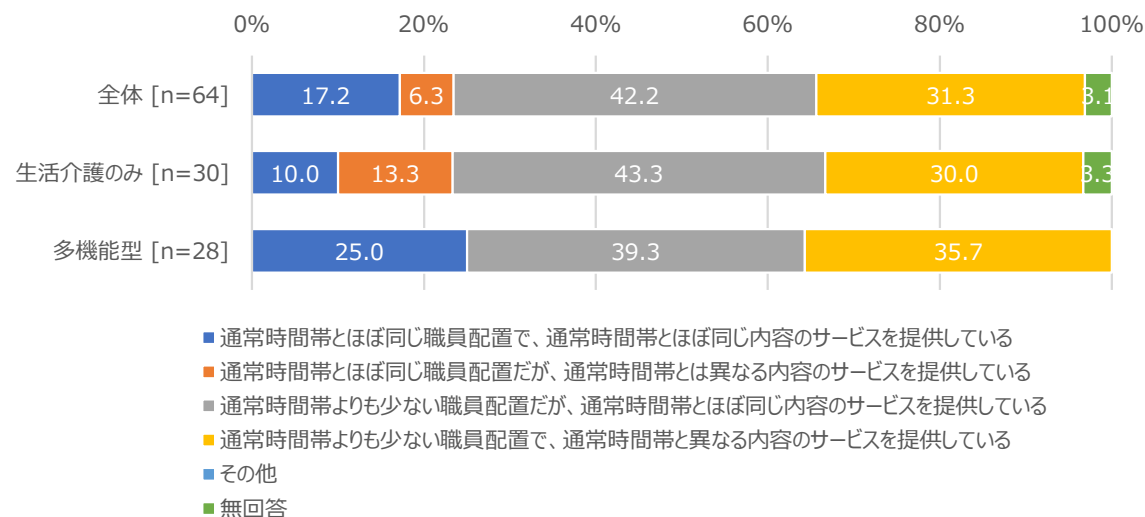
個別支援計画で定める標準的な支援時間の配慮規定
に該当する時間の加算状況（複数回答）



延長支援の実施状況



延長支援の時間帯におけるサービス提供及び職員配置の状況

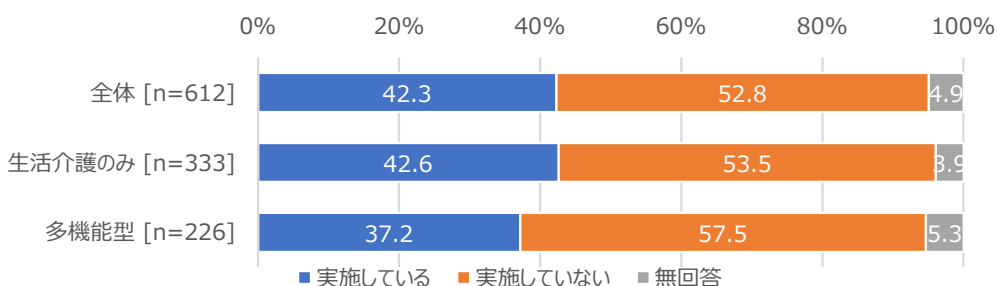


(4) 入浴支援、送迎の状況

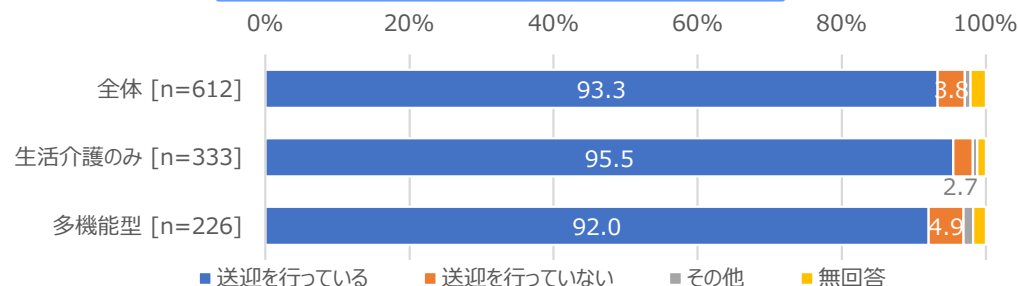
○入浴支援について、「実施している」事業所は42.3%となっている。入浴支援を実施している事業所で、対象者に強度行動障害を有する者、重症心身障害者、医療的ケアを要する者（重心以外）がいる事業所の入浴支援の実人数・平均時間を見ると、いずれも、利用者1人1回あたりの平均時間は、全体と比べて強度行動障害を有する者等でやや長くなっている傾向が見られる。入浴支援を実施している事業所における入浴支援加算は、「算定している」が44.8%となっている。

○送迎については「送迎を行っている」が93.3%となっている。送迎を行っている事業所で、送迎1回1台あたりの同乗職員数（運転手除く）を聞いたところ、利用者に強度行動障害を有する者、重症心身障害者が半数以上いる事業所で、同乗職員数の多い傾向が見られ、重症心身障害者が半数以上いる事業所では「看護職員」の同乗割合が高くなっている。

入浴支援の実施状況



送迎の実施状況



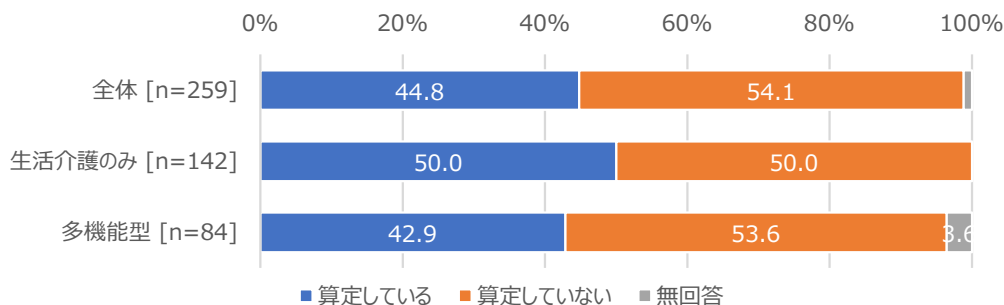
入浴支援の実人数・平均時間

	対象者に強度行動障害者のいる事業所 [n=68]		対象者に重症心身障害者のいる事業所 [n=88]		対象者に医療的ケア者のいる事業所 [n=49]	
	全体	強度行動障害者	全体	重症心身障害者	全体	医療的ケア者
入浴支援を実施した利用者実人数 (人)	14.7	3.4	14.8	7.8	15.2	2.8
利用者1人1回あたりの平均時間 (分)	28.8	29.8	32.9	35.6	34.7	39.6

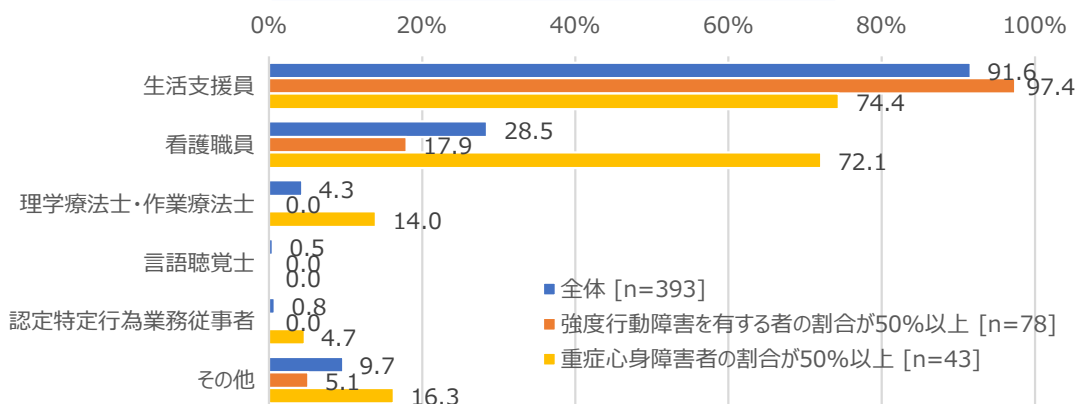
送迎の同乗職員数

(単位：人)	全体 [n=542]	強度行動障害者の割合		重症心身障害者の割合	
		50%以上 [n=95]	50%未満 [n=434]	50%以上 [n=48]	50%未満 [n=481]
同乗する職員数 (送迎1回1台あたり)	0.8	0.9	0.7	0.9	0.7

入浴支援加算の算定状況



同乗職員の職種〔複数回答〕



2. 就労系障害福祉サービスの実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における就労移行支援事業所の利用定員規模等の見直しや、令和7年10月施行の就労選択支援事業の開始に係る影響を確認することができるよう、就労系サービスに係る実態調査を行う。

2. 調査対象等

○全国の就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所（計25,767事業所）から、サービス別に層化を行い、計1,500事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,500	13	1,487	859	57.8%	844	56.8%

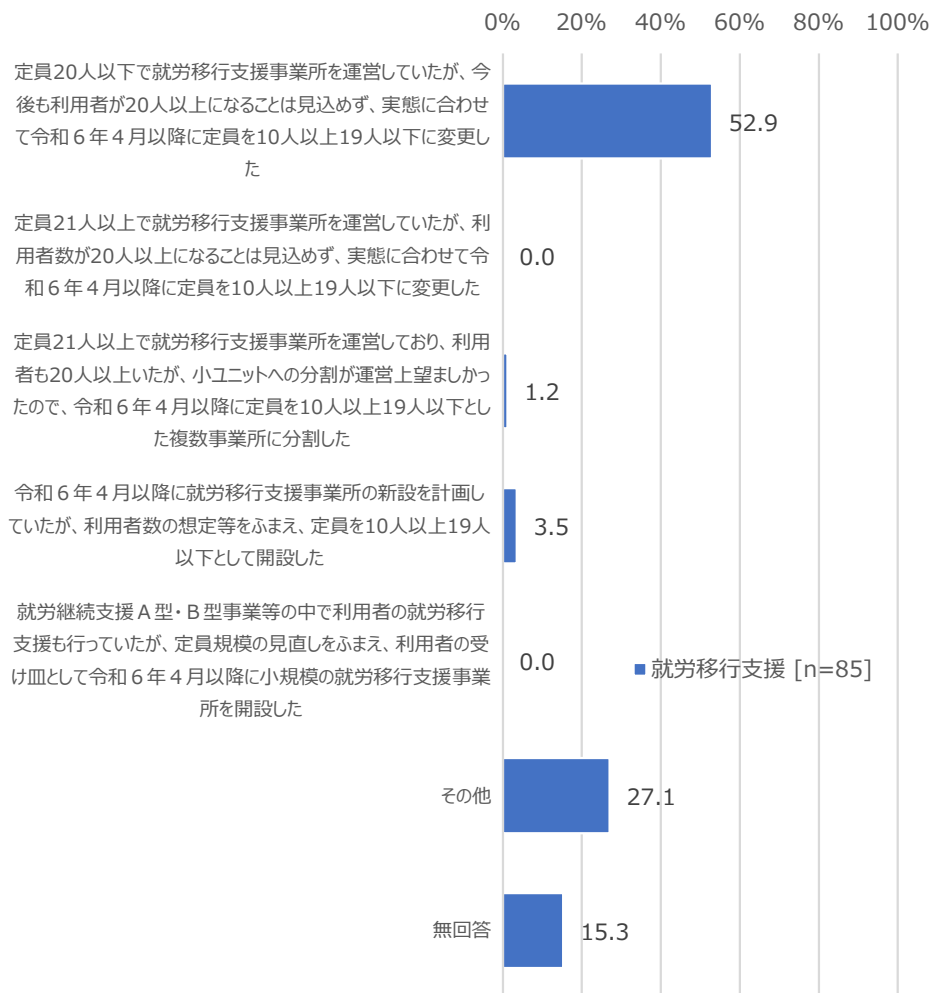
3. 調査結果のポイント

- 報酬改定により就労移行支援の定員が「20人以上」から「10人以上」に変更されたことに伴い、定員が10人以上19人以下の就労移行支援事業所に定員設定の経緯を聞いたところ、「定員20人以下で就労移行支援事業所を運営していたが、今後も利用者が20人以上になることは見込めず、実態に合わせて令和6年4月以降に定員を10人以上19人以下に変更した」が52.9%と多くなっている。
- 令和6年4月～9月で、新規に一般就労した者の一時利用の受入状況を聞いたところ、「一般就労後に休職した者の復帰に向けた一時利用の受入を行っている」事業所は6.0%、就労移行支援に限れば14.7%となっている。
- 令和5年4月～令和6年3月における新規利用者と、就労アセスメントを実施していた者の個別状況を聞いたところ、1,007人分の回答があった。アセスメント実施期間については、平均で17.7日となっている。就労アセスメントの結果による進路変更の有無について聞いたところ、「無」が86.1%と多くなっている。
- 令和5年4月～令和6年3月の退所者（サービス利用終了者）については、1事業所あたり平均で合計5.1人、うち、一般就労（特例子会社以外）が1.9人と最も多く、特例子会社も含めた一般就労者は2.2人である。就労移行支援に限れば、退所者（サービス利用終了者）は8.9人、うち一般就労者は5.5人となっている。
- 就労継続支援A型・B型の事業所で、一般就労または就労移行支援への移行者がいる事業所に、移行にあたって支援や関係機関等との調整などを行っていることを聞いたところ、「相談支援事業者との連携」「職場・事業所見学への同行」等が多くなっている。

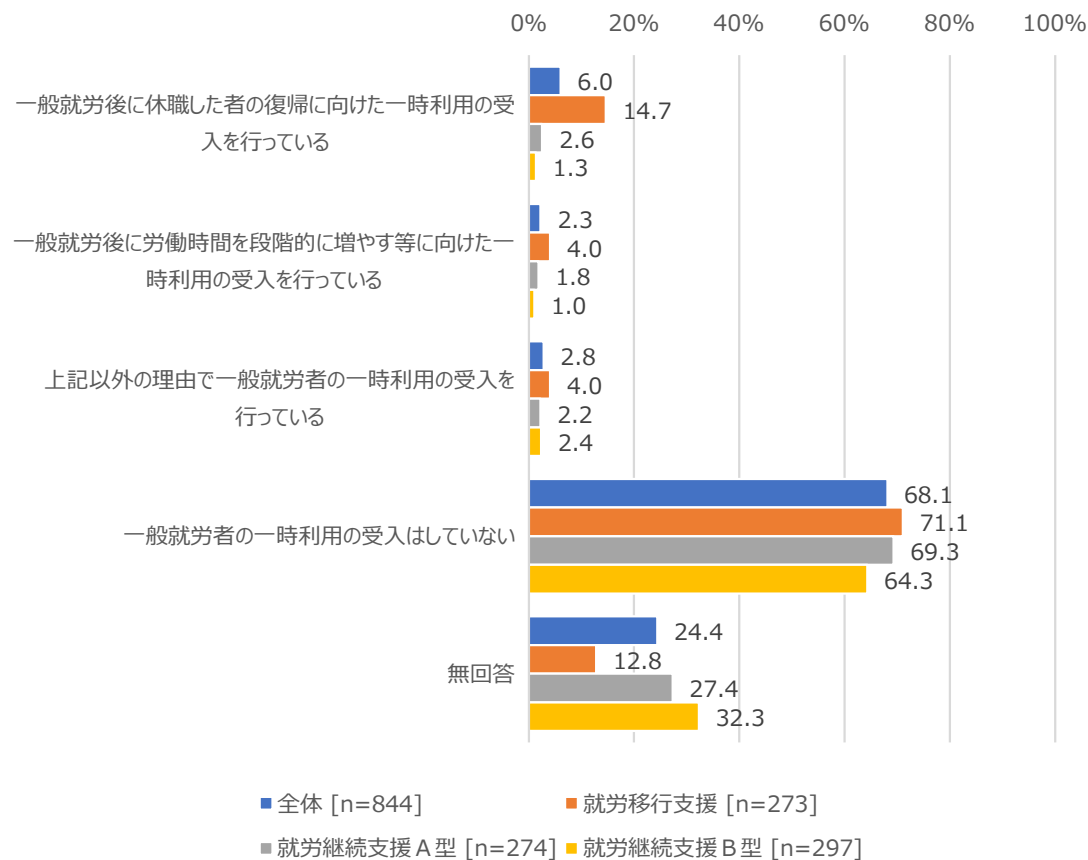
(1) 就労移行支援の定員、一般就労した者の一時利用の受入状況

- 報酬改定により就労移行支援の定員が「20人以上」から「10人以上」に変更されたことに伴い、定員が10人以上19人以下の就労移行支援事業所に定員設定の経緯を聞いたところ、「定員20人以下で就労移行支援事業所を運営していたが、今後も利用者が20人以上になることは見込めず、実態に合わせて令和6年4月以降に定員を10人以上19人以下に変更した」が52.9%と多くなっている。
- 令和6年4月～9月で、新規に一般就労した者の一時利用の受入状況を聞いたところ、「一般就労後に休職した者の復帰に向けた一時利用の受入を行っている」事業所は6.0%、就労移行支援に限れば14.7%となっている。

定員が10人以上19人以下の就労移行支援事業所の定員設定の経緯



新規に一般就労した者の一時利用の受入状況〔複数回答〕



(2) 新規利用者の就労アセスメント実施状況、一般就労等への移行の状況

- 令和5年4月～令和6年3月における新規利用で、就労アセスメントを実施していた者の個別状況を聞いたところ、1,007人分の回答があった。アセスメント実施期間については、平均で17.7日となっている。就労アセスメントの結果による進路変更の有無について聞いたところ、「無」が86.1%と多くなっている。
- 令和5年4月～令和6年3月の退所者（サービス利用終了者）については、1事業所あたり平均で合計5.1人、うち、一般就労（特例子会社以外）が1.9人と最も多く、特例子会社も含めた一般就労者は2.2人である。就労移行支援に限れば、退所者（サービス利用終了者）は8.9人、うち一般就労者は5.5人となっている。
- 就労継続支援A型・B型の事業所で、一般就労または就労移行支援への移行者がいる事業所に、移行にあたって支援や関係機関等との調整など行っていることを聞いたところ、「相談支援事業者との連携」「職場・事業所見学への同行」等が多くなっている。

就労アセスメントを実施していた者の個別状況

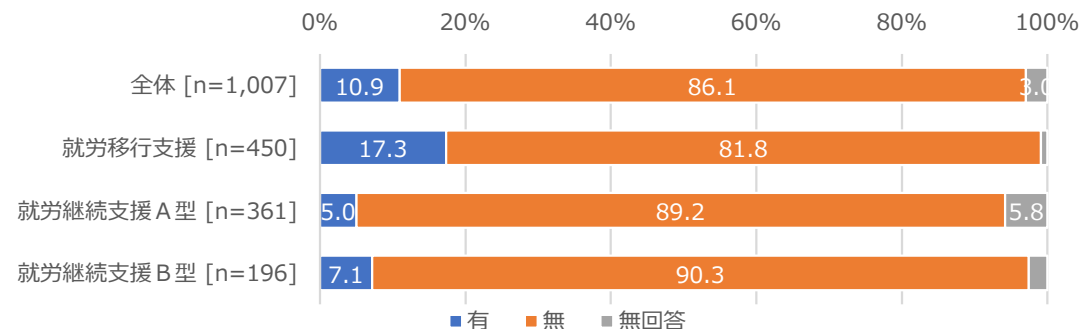
【アセスメント実施期間】

(単位：日)	全体 [n=672]	就労移行支援 [n=361]	就労継続支援 A型 [n=204]	就労継続支援 B型 [n=107]
アセスメント実施期間	17.7	15.1	23.6	14.8

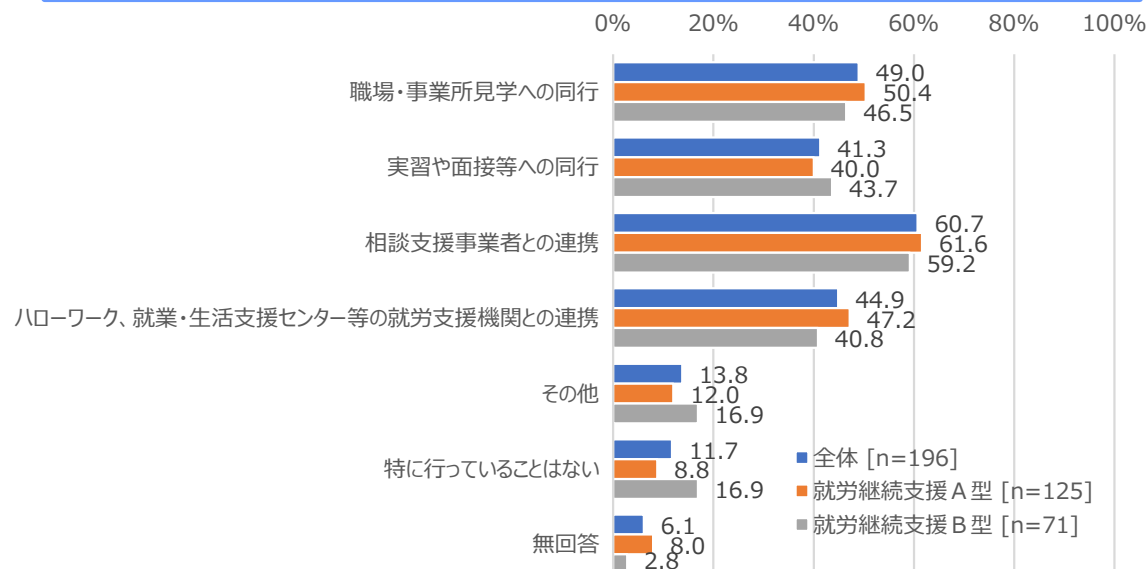
令和5年4月～令和6年3月の退所者 (サービス利用終了者)

(単位：人)	全体 [n=840]	就労移行支援 [n=269]	就労継続支援 A型 [n=274]	就労継続支援 B型 [n=297]
一般就労（特例子会社）	0.3	0.8	0.1	0.0
一般就労（特例子会社以外）	1.9	4.7	0.8	0.4
就労移行支援	0.1	0.2	0.1	0.1
就労継続支援 A型	0.4	0.3	0.6	0.2
就労継続支援 B型	0.7	1.0	0.3	0.7
生活介護	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の障害福祉サービス	0.1	0.2	0.0	0.1
介護保険サービス	0.0	0.0	0.0	0.0
在宅で自営等	0.0	0.0	0.0	0.0
在宅（就労なし）	0.7	0.9	0.8	0.5
その他	0.4	0.6	0.3	0.3
不明	0.4	0.2	0.7	0.3
合計	5.1	8.9	3.7	2.8

【アセスメント結果による進路変更の有無】



移行にあたって支援や関係機関等との調整など行っていること〔複数回答〕



3. 訪問系サービスの実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○訪問系サービスにおける利用実態を把握し、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○全国の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所（計41,527事業所）から、サービス別に層化を行い、計2,000事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	33	1,967	1,015	51.6%	992	50.4%

3. 調査結果のポイント

○訪問系サービスの実利用者数（令和6年9月）は、1事業所あたりの平均で、居宅介護は12.6人、重度訪問介護は3.5人、同行援護は4.9人、行動援護は9.0人となっている。

○サービス利用者の個別状況として、支援者の状況について聞いたところ、「身近にいない」「仕事等で不在が多い」「高齢で介護が困難」等が各サービスで比較的多くなっている。また、居住の状況としては、「家族等と同居」が多いが、行動援護では「グループホーム」も比較的多く見られる。

○2人介護の実施状況は、行動援護で、2人介護を行っている利用者が「いる」という事業所が62.4%となっている。

○サービス提供の移動時間に関し、ヘルパー1人あたりの1日の移動に要した平均時間、平均移動回数を聞いたところ、ヘルパー1人あたりの1日の移動時間は、1事業所あたりの平均で56.2分となっている。また、ヘルパー1人あたりの1日の移動回数は、平均で2.6回となっている。また、事業所から利用者宅までの移動時間（片道）別に、利用者の人数を聞いたところ、1事業所あたりの平均で「10分未満」が1.4人、「10分以上20分未満」が2.3人、「20分以上30分未満」が2.1人、「30分以上」が1.5人となっている。

(1) サービス利用者の状況

○訪問系サービスの実利用者数（令和6年9月）は、1事業所あたりの平均で、居宅介護は12.6人、重度訪問介護は3.5人、同行援護は4.9人、行動援護は9.0人となっている。

※ [n=] は回答事業所数を表す

居宅介護の実利用者数

(単位：人)		居宅介護 [n=227]				
		障害種別計	身体	知的	精神	難病等
合計		12.60	6.33	2.11	3.93	0.24
障害者	区分1	0.32	0.14	0.06	0.12	0.00
	区分2	2.80	0.76	0.38	1.61	0.05
	区分3	2.96	1.13	0.47	1.33	0.03
	区分4	1.74	0.86	0.34	0.50	0.03
	区分5	1.37	0.88	0.31	0.16	0.02
	区分6	2.73	2.17	0.41	0.10	0.05
	区分なし	0.21	0.11	0.06	0.04	0.01
	小計	12.13	6.04	2.04	3.86	0.19
障害児		0.47	0.28	0.07	0.07	0.05

行動援護の実利用者数

(単位：人)		行動援護 [n=241]				
		障害種別計	身体	知的	精神	難病等
合計		8.99	0.30	8.35	0.32	0.02
障害者	区分3	0.09	0.00	0.09	0.00	0.00
	区分4	0.72	0.02	0.67	0.03	0.00
	区分5	2.61	0.07	2.50	0.04	0.00
	区分6	4.49	0.17	4.06	0.24	0.01
	小計	7.90	0.26	7.32	0.32	0.01
障害児		1.09	0.04	1.02	0.01	0.01

重度訪問介護の実利用者数

(単位：人)		重度訪問介護 [n=190]				
		障害種別計	身体	知的	精神	難病等
合計		3.53	2.74	0.17	0.05	0.56
区分4	第Ⅰ類	0.04	0.02	0.01	0.01	0.00
	第Ⅱ類	0.04	0.01	0.02	0.01	0.00
区分5	第Ⅰ類	0.21	0.17	0.02	0.00	0.01
	第Ⅱ類	0.07	0.05	0.02	0.01	0.00
区分6	第Ⅰ類	2.65	2.08	0.04	0.02	0.51
	第Ⅱ類	0.53	0.40	0.07	0.02	0.04

同行援護の実利用者数

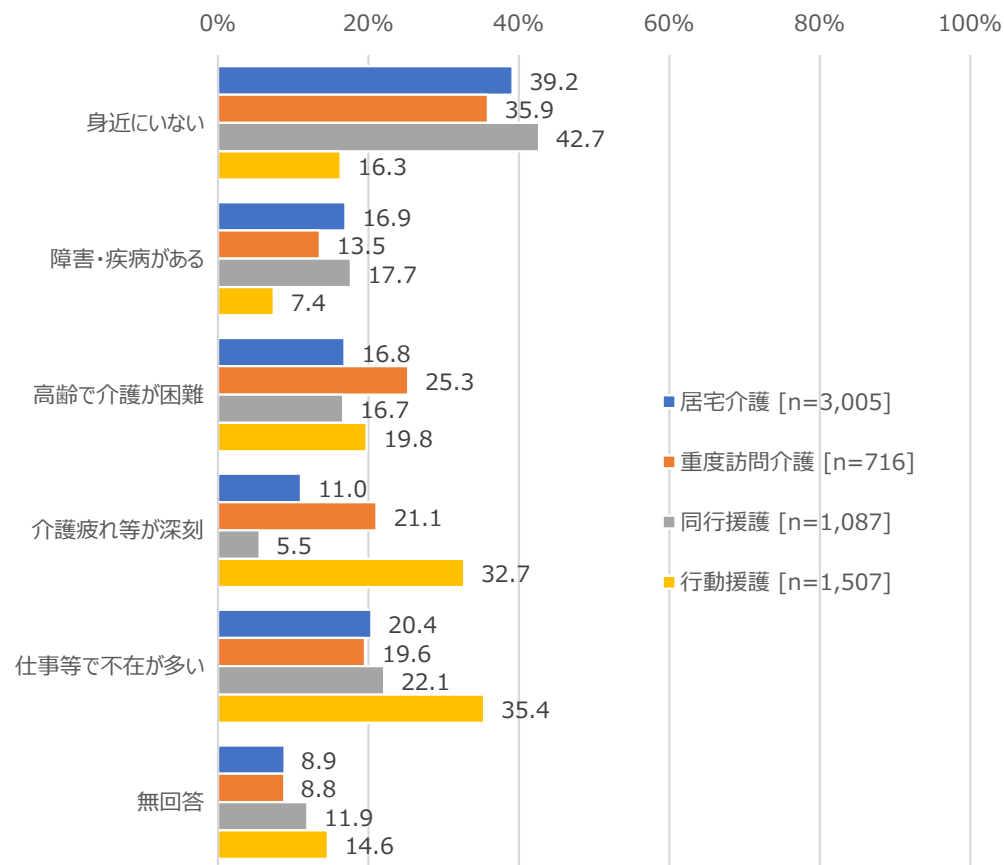
(単位：人)		同行援護 [n=224]				
		障害種別計	身体	知的	精神	難病等
合計		4.88	4.59	0.10	0.03	0.16
障害者	区分1	0.17	0.17	0.00	0.00	0.00
	区分2	0.43	0.39	0.02	0.00	0.02
	区分3	1.20	1.11	0.01	0.02	0.07
	区分4	0.99	0.92	0.02	0.00	0.05
	区分5	0.21	0.19	0.02	0.00	0.01
	区分6	0.15	0.12	0.03	0.00	0.00
	区分なし	1.70	1.68	0.00	0.00	0.01
	小計	4.87	4.58	0.10	0.03	0.16
障害児		0.01	0.01	0.00	0.00	0.00

(2) サービス利用者の個別状況、入院中の重度訪問介護の利用

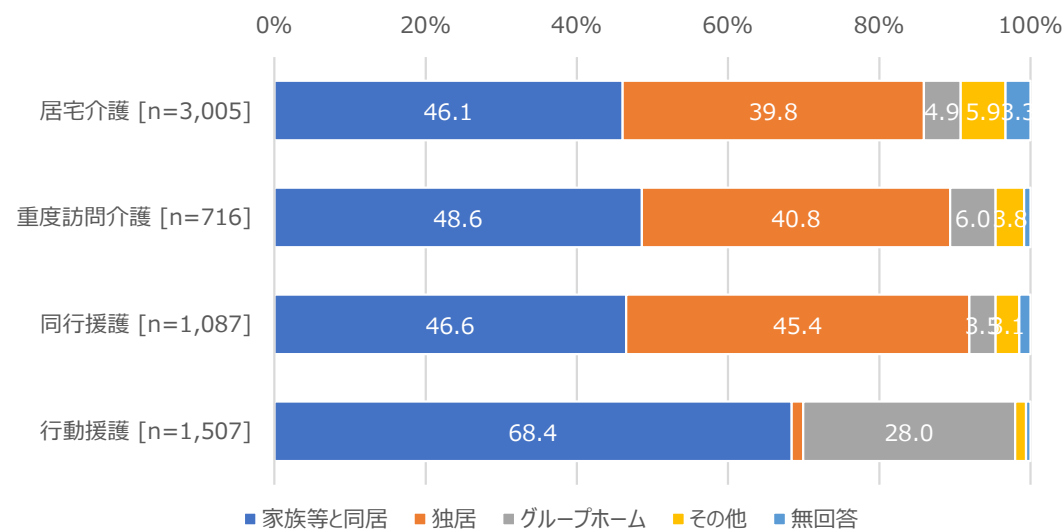
○サービス利用者の個別状況として、支援者の状況について聞いたところ、「身近にいない」「仕事等で不在が多い」「高齢で介護が困難」等が各サービスで比較的多くなっている。また、居住の状況としては、「家族等と同居」が多いが、行動援護では「グループホーム」も比較的多く見られる。

※ [n=] はサービス利用者数を表す

サービス利用者の支援者の状況〔複数回答〕



サービス利用者の居住の状況

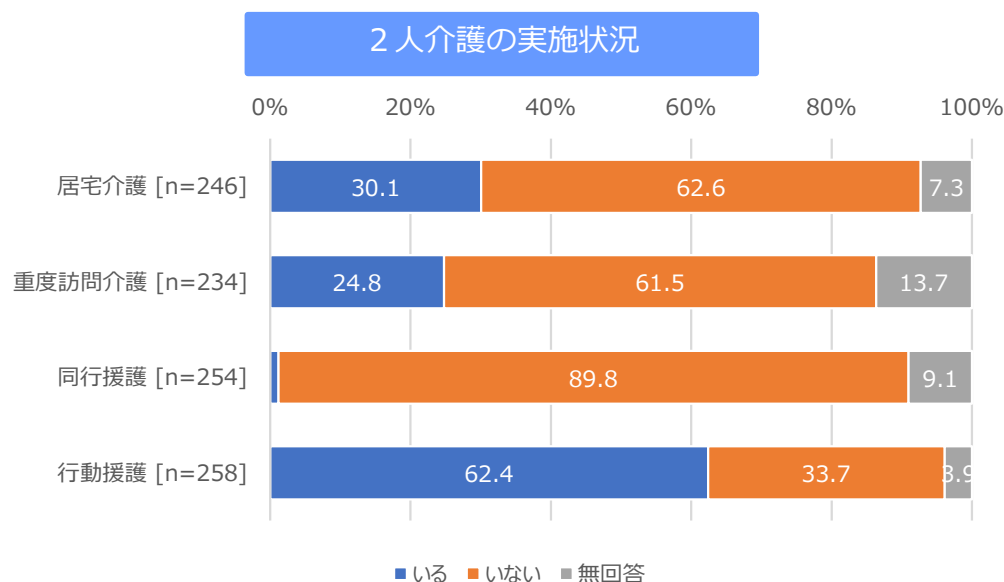


(3) 2人介護の実施状況、ヘルパーの移動時間等

○2人介護の実施状況は、行動援護で、2人介護を行っている利用者が「いる」という事業所が62.4%となっている。

○サービス提供の移動時間に関し、ヘルパー1人あたりの1日の移動に要した平均時間、平均移動回数を聞いたところ、ヘルパー1人あたりの1日の移動時間は、1事業所あたりの平均で56.2分となっている。また、ヘルパー1人あたりの1日の移動回数は、平均で2.6回となっている。また、事業所から利用者宅までの移動時間（片道）別に、利用者の人数を聞いたところ、1事業所あたりの平均で「10分未満」が1.4人、「10分以上20分未満」が2.3人、「20分以上30分未満」が2.1人、「30分以上」が1.5人となっている。

※ [n=] は回答事業所数を表す



ヘルパー1人あたりの1日の移動に要した平均時間、平均移動回数

(単位：分、回)	全体 [n=769]	居宅介護 [n=188]	重度訪問 介護 [n=169]	同行援護 [n=195]	行動援護 [n=217]
ヘルパー1人あたりの1日の移動時間	56.2	56.7	53.3	54.6	59.4
ヘルパー1人あたりの1日の移動回数	2.6	3.3	2.6	2.1	2.4

※「ヘルパー1人あたりの1日の移動時間」とは、ヘルパー1人が1日の移動（移動の定義は下記参照）に要した時間の合計。ただし、サービス提供中の移動に要する時間（利用者の移動の介助、買い物などの家事援助中の移動等）は含めない。

※「ヘルパー1人あたりの1日の移動回数」とは、ヘルパーの1日の業務における、事業所またはヘルパーの自宅（直行の場合）→利用者宅、利用者宅→利用者宅、利用者宅→事業所またはヘルパーの自宅（直帰の場合）の移動をすべてカウントした回数。

事業所から利用者宅までの移動時間（片道）別の利用者数

(単位：人)	全体 [n=853]	居宅介護 [n=212]	重度訪問介護 [n=187]	同行援護 [n=213]	行動援護 [n=241]
10分未満	1.4	2.8	0.6	1.0	1.0
10分以上20分未満	2.3	3.6	1.1	1.9	2.5
20分以上30分未満	2.1	3.0	1.0	1.4	2.8
30分以上	1.5	1.2	1.4	1.1	2.4

4. 共同生活援助における経営状況等調査（結果概要）

1. 調査目的

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における共同生活援助の基本報酬の見直しや、重度障害者及び医療的ケアを必要とする者の受け入れの実態把握を目的とした調査を行う。

2. 調査対象等

○全国の共同生活援助事業所（13,961事業所）から、1,000事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	17	983	478	48.6%	469	47.7%

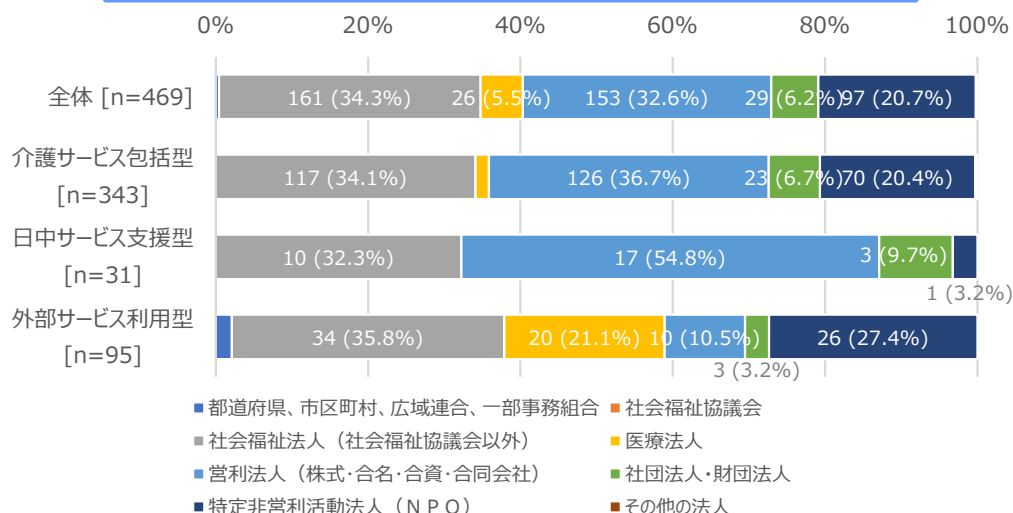
3. 調査結果のポイント

- 調査対象の共同生活援助の法人種別は、類型別に見ると日中サービス支援型では「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が54.8%であり、他類型に比べ、特に営利法人の比率が多くなっている。
- 1法人あたりの事業所数は、全体平均が3.4事業所であるのに対し、日中サービス支援型では20.3事業所と他類型に比べ多くなっている。
- 1事業所あたりの住居数数（定員数）は、全体平均が3.7箇所（14.2人）であるのに対し、日中サービス支援型では4.9箇所（16.5人）と他類型に比べ多くなっている。
- 共同生活援助の利用者数は、1事業所あたりの平均で合計12.4人となっている。障害支援区分別では区分2～3、主たる障害種別では知的障害が多くなっている。
- 行動関連項目が18点以上である者については、いずれの類型においても利用者数は少ない傾向が見られる。
- 調査対象の共同生活援助の事業収入・支出（月平均）について、令和5年度と令和6年度の状況を聞いた。事業収入と事業支出の平均から収支差（収入－支出）を見ると、令和5年度は収支差率（収支差/収入）は5.0%、令和6年度は6.1%となっており、増加傾向が見られる。
- 法人種別で見ると、営利法人で収支差率が高く、人件費率が低くなっている傾向が見られる。
- 共同生活援助利用者数の規模別で見た場合は、令和6年度上期については、利用者数が21人以上の事業所で収支差率が高くなっている傾向が見られる。
- 重度障害者支援加算の算定状況は、令和6年9月で、「いずれも算定していない」が各類型で共通し最も多く58.0%となっている。
- 看護職員配置加算及び医療的ケア対応支援加算の算定状況と医療連携体制加算の算定状況は、令和6年9月で、「いずれも算定していない」が各類型で共通し、最も多くなっている。

(1) 事業所の状況

- 調査対象の共同生活援助の法人種別は、類型別に見ると日中サービス支援型では「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が54.8%であり、他類型に比べ、特に営利法人の比率が多くなっている。
- 1法人あたりの事業所数は、全体平均が3.4事業所であるのに対し、日中サービス支援型では20.3事業所と他類型に比べ多くなっている。
- 1事業所あたりの、住居数数（定員数）は全体平均が3.7箇所（14.2人）であるのに対し、日中サービス支援型では4.9箇所（16.5人）と他類型に比べ多くなっている。
- 1事業所あたりの住居数について、類型別に見ると「1か所」が35.2%である一方、「5か所以上」も22.6%見られる。また、法人種別で見ると、営利法人で「5か所以上」が比較的多くなっている。

共同生活援助の法人種別



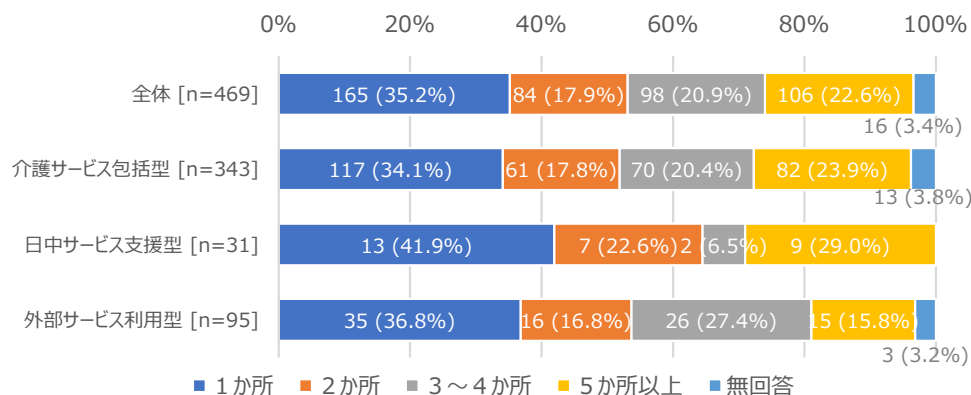
1法人が運営する共同生活援助の事業所数

(単位：事業所)	全体 [n=450]	介護サービス包括型 [n=329]	日中サービス支援型 [n=31]	外部サービス利用型 [n=90]
事業所数（平均）	3.4	2.2	20.3	1.9

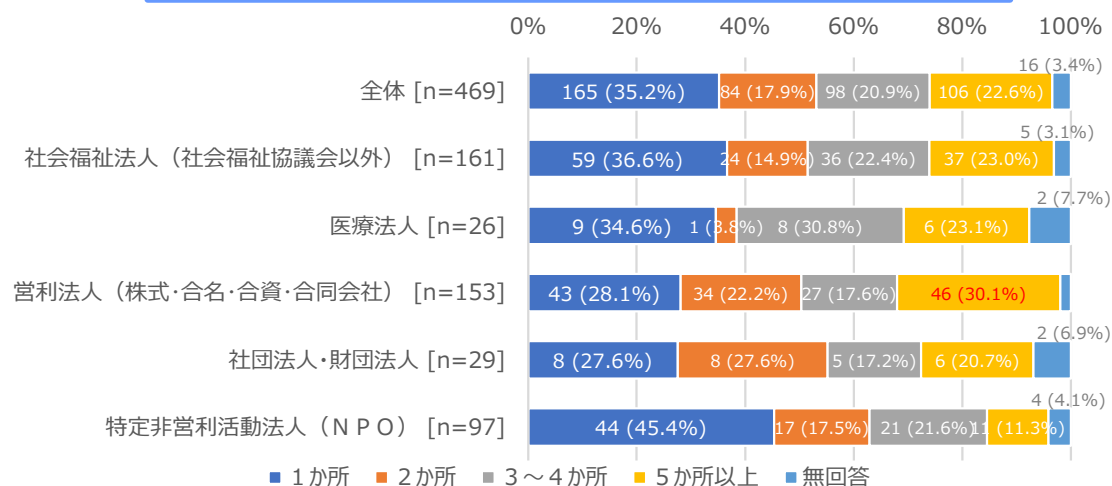
1事業所あたりの共同生活援助の住居数、定員数

(単位：箇所、人)	全体 [n=453]	介護サービス包括型 [n=330]	日中サービス支援型 [n=31]	外部サービス利用型 [n=92]
住居数（平均）	3.7	3.7	4.9	3.2
定員数（平均）	14.2	14.2	16.5	13.6

1事業所あたりの共同生活援助の住居数分布（類型別）



1事業所あたりの共同生活援助の住居数分布（法人種別）



(2) 共同生活援助の利用者数及び状態別人数

- 共同生活援助の利用者数は、1事業所あたりの平均で合計12.4人となっている。障害支援区分別では区分2～3、主たる障害種別では知的障害が多くなっている。
- 強度行動障害者、医療的ケアを必要とする者、重度障害者等については、他類型に比較すると日中サービス支援型で多い傾向であるものの、1事業所あたりの平均利用者数14.8人の半数には満たない人数となっている。
- 行動関連項目が18点以上である者については、いずれの類型においても利用者数は少なくなっている。

共同生活援助の利用者数
令和6年9月（平均値）

(単位：人)		全体 [n=436]	介護サービス包括型 [n=325]	日中サービス支援型 [n=29]	外部サービス利用型 [n=82]
利用者数（合計）		12.4	12.4	14.8	11.4
障害支援区分別	区分1	0.2	0.2	0.0	0.2
	区分2	2.6	2.8	0.6	2.2
	区分3	2.7	3.1	2.1	1.0
	区分4	2.2	2.5	3.5	0.4
	区分5	1.6	1.7	3.5	0.1
	区分6	1.3	1.3	5.1	0.1
	区分なし	1.9	0.7	0.0	7.5
主たる障害種別	身体障害	0.7	0.6	1.6	0.5
	知的障害	6.9	7.5	9.2	3.6
	精神障害	4.8	4.2	3.8	7.2
	難病等	0.1	0.1	0.1	0.0
(再掲) 視聴覚障害者		0.1	0.1	0.3	0.1
(再掲) 言語機能障害		0.1	0.2	0.2	0.0
(再掲) 高次脳機能障害		0.2	0.2	0.6	0.1
(再掲) 強度行動障害		1.0	1.0	2.8	0.0
(再掲) 医療的ケアが必要な者		0.1	0.1	1.0	0.0
(再掲) 日常的な車いす利用者		0.4	0.4	1.8	0.1

重度障害者の状態別人数
令和6年9月（平均値）

(単位：人)				全体 [n=469]	介護サービス包括型 [n=343]	日中サービス支援型 [n=31]	外部サービス利用型 [n=95]
重度障害者	支援区分6	四肢麻痺等があり、寝たきりの状態にある者 (重度訪問介護の対象)	人工呼吸器の管理を要する者 (筋ジス・ALS等)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
			最重度の知的障害がある者 (重症心身障害者等)	0.2 (0.0)	0.1 (0.0)	1.6 (0.1)	0.0 (0.0)
		行動関連項目合計点数10点以上である者		0.5 (0.1)	0.5 (0.1)	1.5 (0.3)	0.0 (0.0)
	支援区分4～5	行動関連項目合計点数10点以上である者 (支援区分6以上の者を除く)		0.4 (0.1)	0.5 (0.1)	1.1 (0.3)	0.0 (0.0)
		合計		1.1	1.1	4.2	0

※ () は行動関連項目18点以上である者

(3) 主に算定している基本報酬及び人員配置体制加算の算定状況

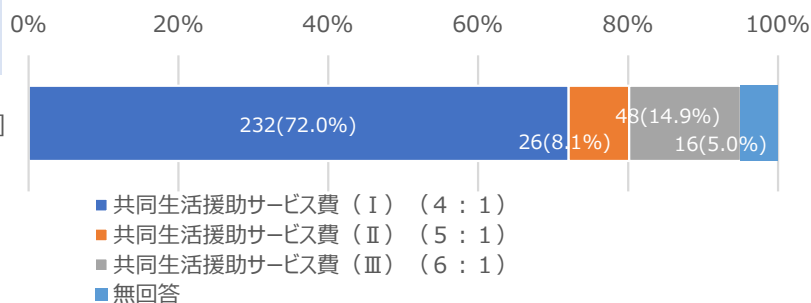
○主に算定している基本報酬及び人員配置体制加算の算定状況については、令和5年9月と令和6年9月で比較したところ、介護サービス包括型は「共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1）」に相当する「共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1）+人員配置体制加算（Ⅰ）（12：1）」が減少し、「共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6：1）」に相当する「共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1）」の割合が増えている傾向が見られる。

○日中サービス支援型においては「日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（3：1）」に相当する「日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（5：1）+人員配置体制加算（Ⅴ）（7.5：1）」の割合が増えている傾向が見られる。

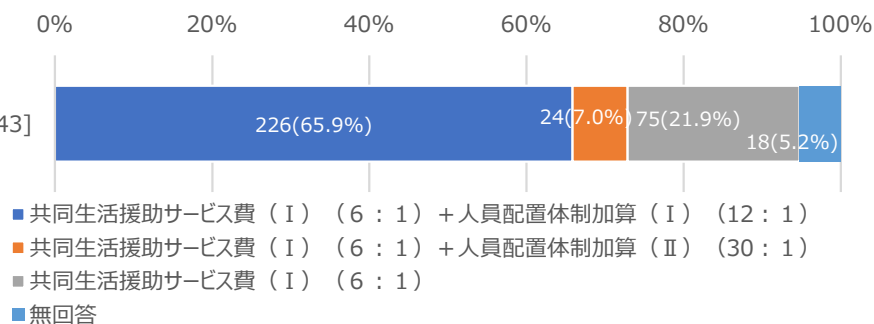
主に算定している基本報酬及び人員配置体制加算の算定状況

介護サービス包括型

令和5年9月 [n=322]

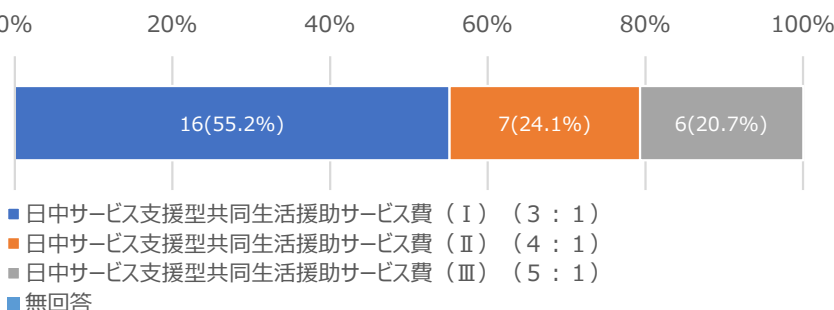


令和6年9月 [n=343]

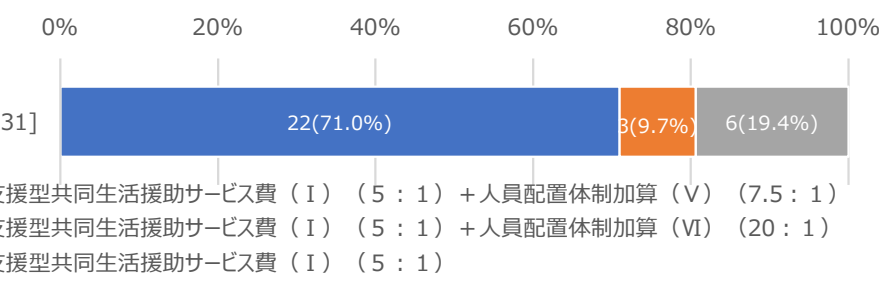


日中サービス支援型

令和5年9月 [n=29]

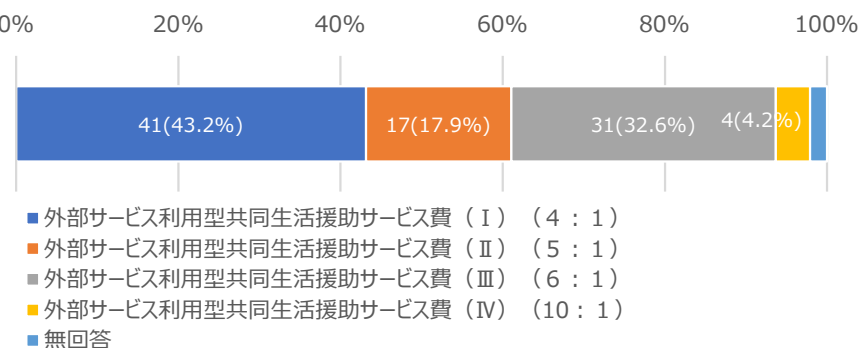


令和6年9月 [n=31]

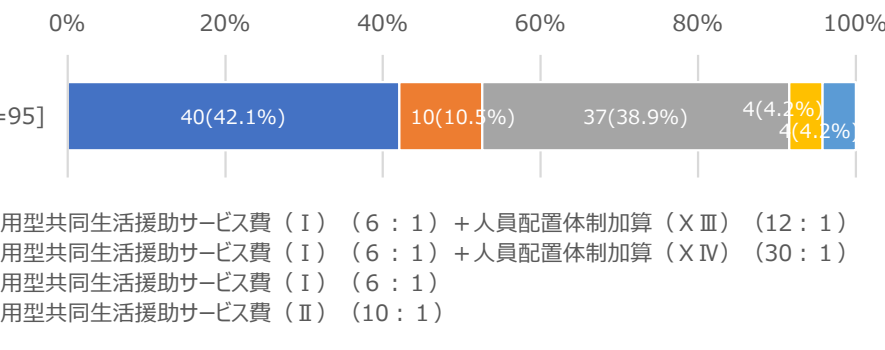


外部サービス利用型

令和5年9月 [n=95]



令和6年9月 [n=95]



(4) 事業所の収入・支出状況

○調査対象の共同生活援助の事業収入・支出（月平均）について、令和5年度と令和6年度の状況を聞いた。事業収入と事業支出の平均から収支差（収入－支出）を見ると、令和5年度は収支差率（収支差/収入）は5.0%、令和6年度は6.1%となっており、増加傾向が見られる。事業収入及び事業支出においては、いずれも減少している傾向が見られる。

○法人種別で見ると、営利法人で収支差率が高く、人件費率が低くなっている傾向が見られる。

○共同生活援助利用者数の規模別で見た場合は、令和6年度上期については、利用者数が21人以上の事業所で収支差率が高くなっている傾向が見られる。

共同生活援助の事業収入・支出（月平均） 令和5年度

（単位：円）	全体 [n=302]	介護サービス包括型 [n=213]	日中サービス支援型 [n=19]	外部サービス利用型 [n=70]
事業収入	3,799,200	4,153,100	5,421,723	2,281,934
事業支出	3,610,546	3,889,484	5,036,448	2,374,747
うち、人件費	2,394,871	2,657,270	3,481,664	1,301,443
収支差率	5.0%	6.3%	7.1%	-4.1%
人件費率	63.0%	64.0%	64.2%	57.0%

共同生活援助の事業収入・支出（月平均） 令和6年度

（単位：円）	全体 [n=336]	介護サービス包括型 [n=241]	日中サービス支援型 [n=22]	外部サービス利用型 [n=73]
事業収入	3,432,707	3,760,398	5,371,877	1,766,471
事業支出	3,223,520	3,539,895	4,958,679	1,656,124
うち、人件費	2,152,499	2,391,157	3,560,740	940,201
収支差率	6.1%	5.9%	7.7%	6.2%
人件費率	62.7%	63.6%	66.3%	53.2%

共同生活援助の事業収入・支出（利用者数規模別） 令和6年度

（単位：円）	全体 [n=336]	4～6人 [n=107]	7～10人 [n=72]	11～20人 [n=81]	21～40人 [n=53]	41人以上 [n=6]
事業収入	3,432,707	1,407,449	2,630,113	3,578,058	7,011,926	10,433,913
事業支出	3,223,520	1,349,094	2,448,369	3,430,608	6,439,280	9,294,929
うち、人件費	2,152,499	891,135	1,577,880	2,230,393	4,380,667	6,468,873
収支差率	6.1%	4.1%	6.9%	4.1%	8.2%	10.9%
人件費率	62.7%	63.3%	60.0%	62.3%	62.5%	62.0%

※本調査の結果については標準誤差や有意性を明らかにしているものではないため、解釈には注意を要すること。

共同生活援助の事業収入・支出（法人種別） 令和5年度

（単位：円）	全体 [n=302]	社会福祉法人 （社会福祉協議 会以外） [n=128]	営利法人（株 式・合名・合資・ 合同会社） [n=71]
事業収入	3,799,200	4,282,852	3,812,151
事業支出	3,610,546	4,082,143	3,548,438
うち、人件費	2,394,871	2,957,301	2,145,838
収支差率	5.0%	4.7%	6.9%
人件費率	63.0%	69.0%	56.3%

共同生活援助の事業収入・支出（法人種別） 令和6年度

（単位：円）	全体 [n=336]	社会福祉法人 （社会福祉協議 会以外） [n=132]	営利法人（株 式・合名・合資・ 合同会社） [n=93]
事業収入	3,432,707	4,006,854	3,295,763
事業支出	3,223,520	3,804,022	2,986,211
うち、人件費	2,152,499	2,731,506	1,864,766
収支差率	6.1%	5.1%	9.4%
人件費率	62.7%	68.2%	56.6%

収支差率等の記載について
（決算資料等が利用できる場合）
調査対象事業所における共同生活援助事業の決算資料等が利用できる場合は（令和5年度の年間決算データ、令和6年4月～9月の半期決算データ等）、事業収支のそれぞれ年間の1/12、半期の1/6等を算出して記載。

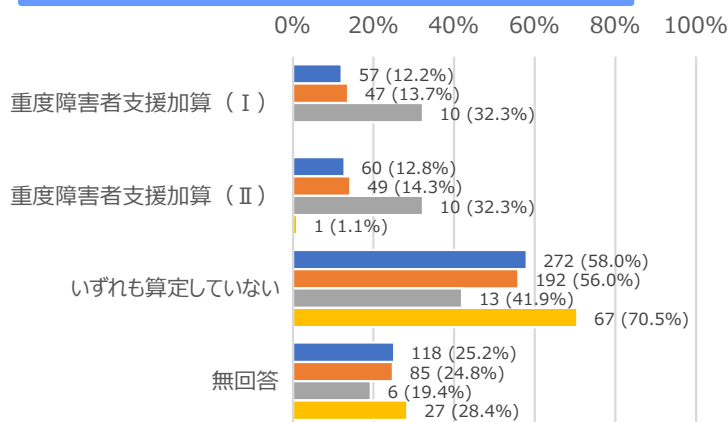
（決算資料等が利用できない場合）
決算資料等の利用が困難な場合は、各年9月分の収入・支出を集計して記載。

(5) 重度障害者支援加算及び医療に係る加算の算定状況

○重度障害者支援加算の算定状況は、令和6年9月で、「いずれも算定していない」が各類型で共通し最も多く58.0%となっている。重度障害者支援加算を算定していない事業所の理由としては、「重度障害を有する利用者がいない」「重度障害を有する利用者の受け入れをしていない」「サービス管理責任者又は生活支援員が算定要件を満たすための研修を修了していない」等をあげる事業所が多くなっている。

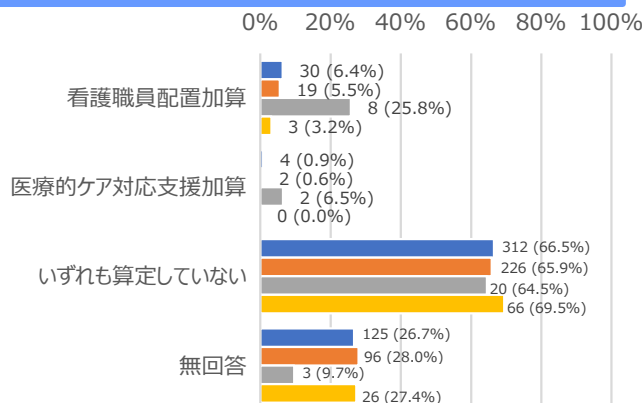
○看護職員配置加算及び医療的ケア対応支援加算の算定状況と医療連携体制加算の算定状況は、令和6年9月で、「いずれも算定していない」が各類型で共通し最も多い。看護職員配置加算及び医療的ケア対応支援加算を算定していない事業所の理由としては、「医療ニーズを持った利用者の受け入れをしていない」「看護を必要とする利用者がいない」「看護職員の確保が難しい」等をあげる事業所が多くなっている。医療連携体制加算を算定していない事業所の理由としては、「医療ニーズを持った利用者の受け入れをしていない」「看護を必要とする利用者がいない」「看護を必要とする利用者は、利用者個人で訪問看護ステーション（診療報酬）と契約している」等をあげる事業所が多くなっている。

重度障害者支援加算の算定状況〔複数回答〕

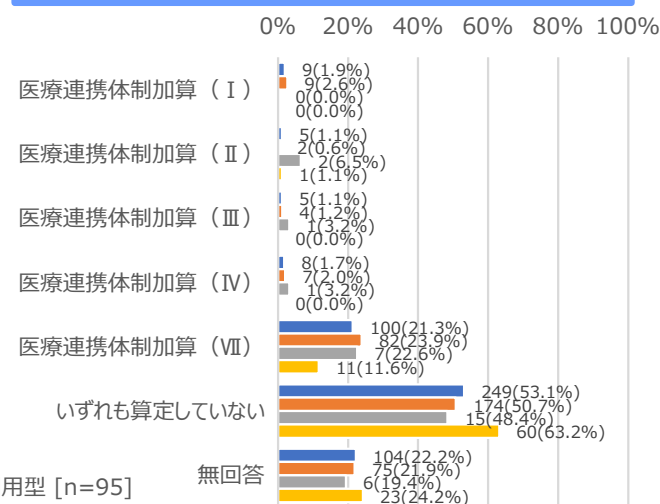


■ 全体 [n=469] ■ 介護サービス包括型 [n=343] ■ 日中サービス支援型 [n=31] ■ 外部サービス利用型 [n=95]

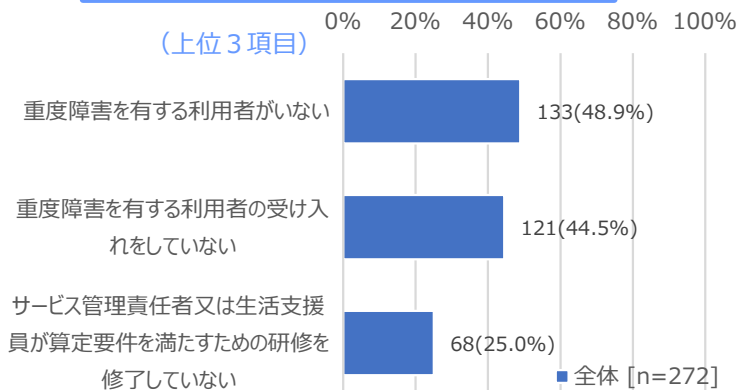
看護職員配置加算及び医療的ケア対応支援加算の算定状況〔複数回答〕



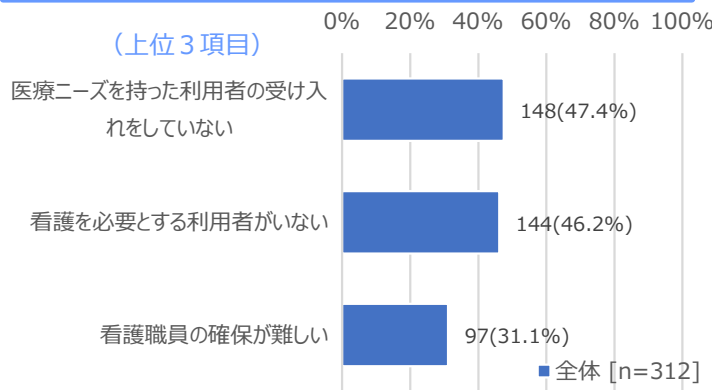
医療連携体制加算の算定状況〔複数回答〕



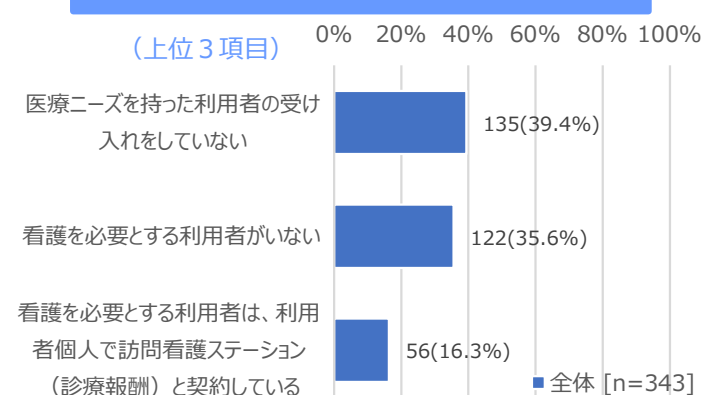
重度障害者支援加算を算定していない事業所の理由〔複数回答〕



看護職員配置加算及び医療的ケア対応支援加算を算定していない事業所の理由〔複数回答〕



医療連携体制加算Ⅰ～Ⅳを算定していない事業所の理由〔複数回答〕



5. 計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（結果概要）

1. 調査目的

- 令和6年度報酬改定における、質の高い相談支援事業所の整備等を推進するための機能強化型の基本報酬の引き上げ、加算の創設や拡充等の影響や事業所の運営実態を調査するとともに、今後の報酬改定、相談支援のさらなる質の向上や中立の担保等の観点から検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 全国の計画相談支援、障害児相談支援事業所（19,321事業所）から、1,000事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	16	984	538	54.7%	529	53.8%

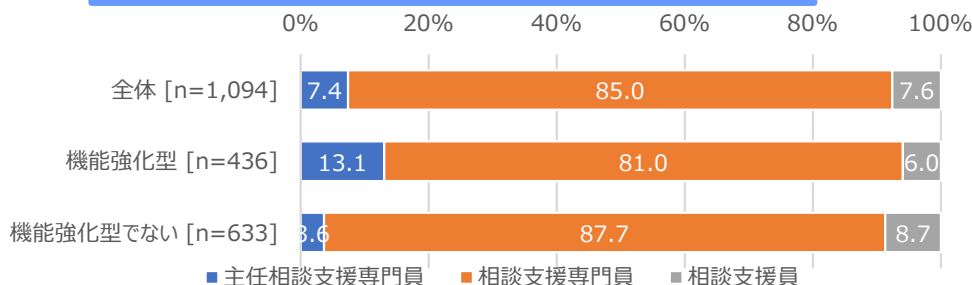
3. 調査結果のポイント

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員について、人数構成は「相談支援専門員」が85.0%、「主任相談支援専門員」が7.4%となっており、「相談支援員」が7.6%であった。保有資格等は相談支援専門員の3割程度が「社会福祉士」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」等であり、担当ケース数は相談支援専門員の平均で障害児21.0人、障害者31.3人等となっている。事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数は、令和6年9月の1事業所あたりの平均で、サービス等利用計画62.2件、障害児支援利用計画35.8件となっている。機能強化型の事業所で契約件数の多い傾向が見られる。
- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。
- 計画相談支援・障害児相談支援の利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「計画相談支援利用者に、同一法人サービスの利用者はいない」が5.5%「同一法人サービスがない」が14.7%であったが、多くの事業所で同一法人の就労系サービスや生活介護等が利用されている。同一法人のサービス利用のある事業所に、同一法人サービスを利用するプランとなった理由を聞いたところ、「身近な地域に他に計画相談支援を提供する事業者がいないため」という回答が28.8%あった。
- 主任相談支援専門員配置加算の算定状況は、令和6年9月で、加算（Ⅰ）が5.3%、加算（Ⅱ）が6.6%となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、算定割合は上昇傾向が見られる。各種支援体制に関する加算の算定状況は、令和6年9月で、行動障害支援体制加算の加算（Ⅰ）が23.3%、加算（Ⅱ）が11.9%等となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、各加算とも算定割合の上昇傾向が見られる。
- 事業所の運営状況に関し、令和5～6年度の変化（令和6年度報酬改定の影響等）について聞いたところ、「令和6年度報酬改定により、経営状況が改善した」事業所が19.8%、そのうち機能強化型の事業所では44.8%となっている。地域の障害児・者の支援機関等との連携状況については、「基幹相談支援センター（自事業所が運営しているセンター除く）」「地域包括支援センター」「障害者就業・生活支援センター」等をあげる事業所が多く、機能強化型の事業所で全般的に連携の割合が高くなっている。

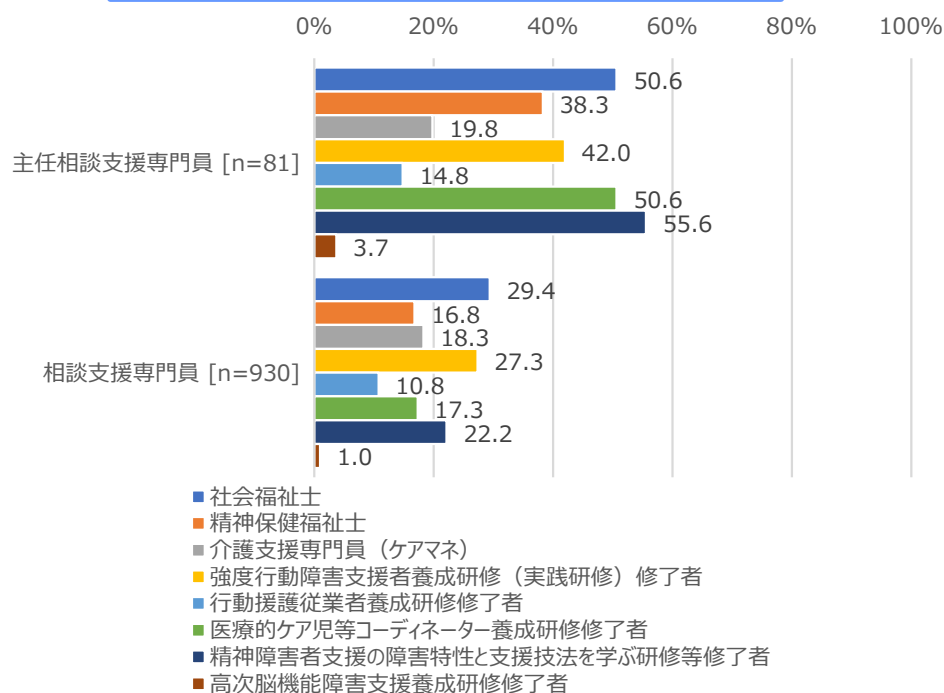
(1) 相談支援の状況

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員について、人数構成は「相談支援専門員」が85.0%、「主任相談支援専門員」が7.4%となっており、「相談支援員」が7.6%であった。保有資格等は相談支援専門員の3割程度が「社会福祉士」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」等であり、担当ケース数は相談支援専門員の平均で障害児21.0人、障害者31.3人等となっている。
- 事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数は、令和6年9月の1事業所あたりの平均で、サービス等利用計画62.2件、障害児支援利用計画35.8件となっている。機能強化型の事業所で契約件数の多い傾向が見られる。

事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員



相談支援専門員の保有資格等〔複数回答〕



相談支援専門員・相談支援員の利用者担当数

(単位：人)		利用者担当数	
		障害児	障害者
全体	全体 [n=918]	20.6	32.4
	主任相談支援専門員 [n=70]	21.2	48.7
	相談支援専門員 [n=809]	21.0	31.3
	相談支援員 [n=39]	10.8	25.1
機能強化型	全体 [n=379]	21.6	40.2
	主任相談支援専門員 [n=52]	26.1	43.1
	相談支援専門員 [n=314]	21.4	40.4
	相談支援員 [n=13]	9.3	24.3
機能強化型でない	全体 [n=520]	20.0	26.8
	主任相談支援専門員 [n=17]	7.6	63.6
	相談支援専門員 [n=478]	20.9	25.6
	相談支援員 [n=25]	11.9	23.9

事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数

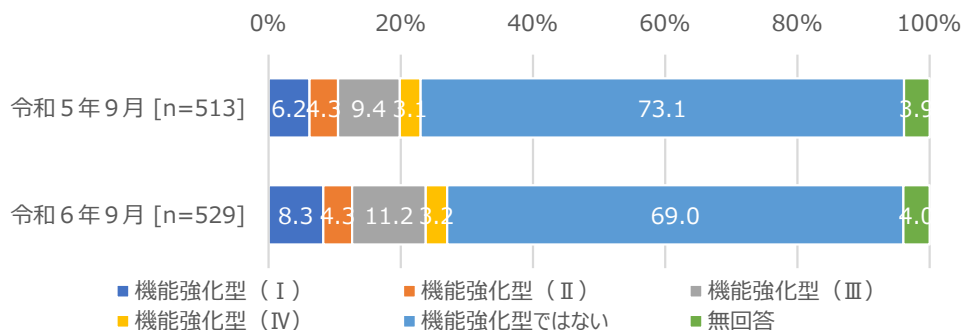
(単位：件)		障害児支援利用計画	サービス等利用計画
全体	全体 [n=502]	35.8	62.2
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=392]	40.3	68.5
	計画相談支援のみ [n=81]		54.2
	障害児相談支援のみ [n=29]	74.4	
機能強化型	全体 [n=141]	49.6	103.7
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=125]	55.6	105.0
	計画相談支援のみ [n=15]		99.7
	障害児相談支援のみ [n=1]	38.0	
機能強化型でない	全体 [n=354]	30.5	46.1
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=262]	33.4	51.3
	計画相談支援のみ [n=65]		44.3
	障害児相談支援のみ [n=27]	76.2	

(2) 基本報酬、協働体制の状況

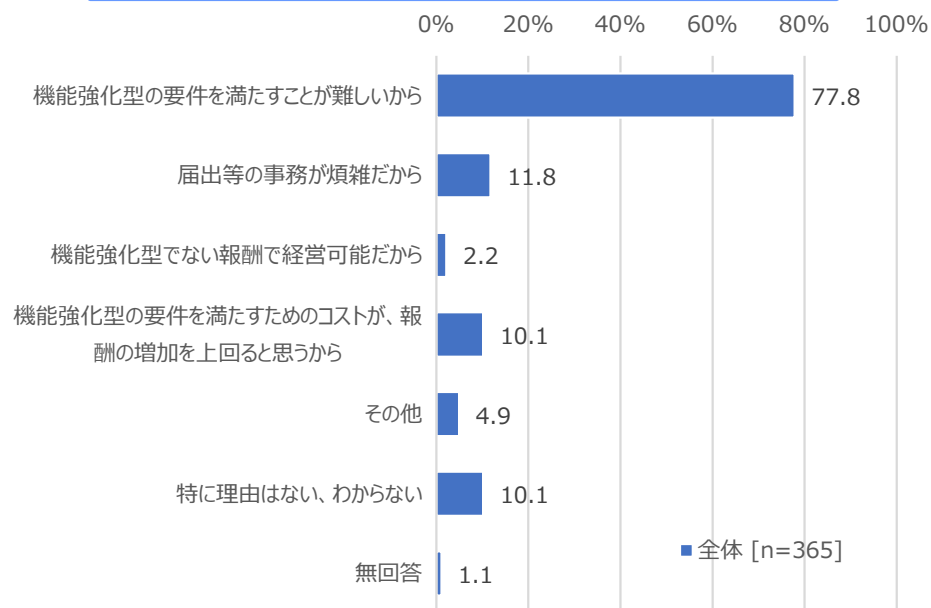
○基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。

○機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。

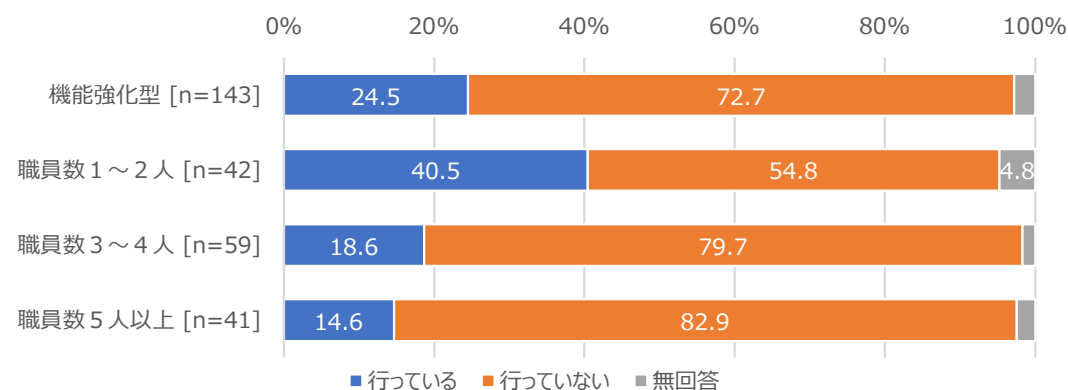
基本報酬の届出状況



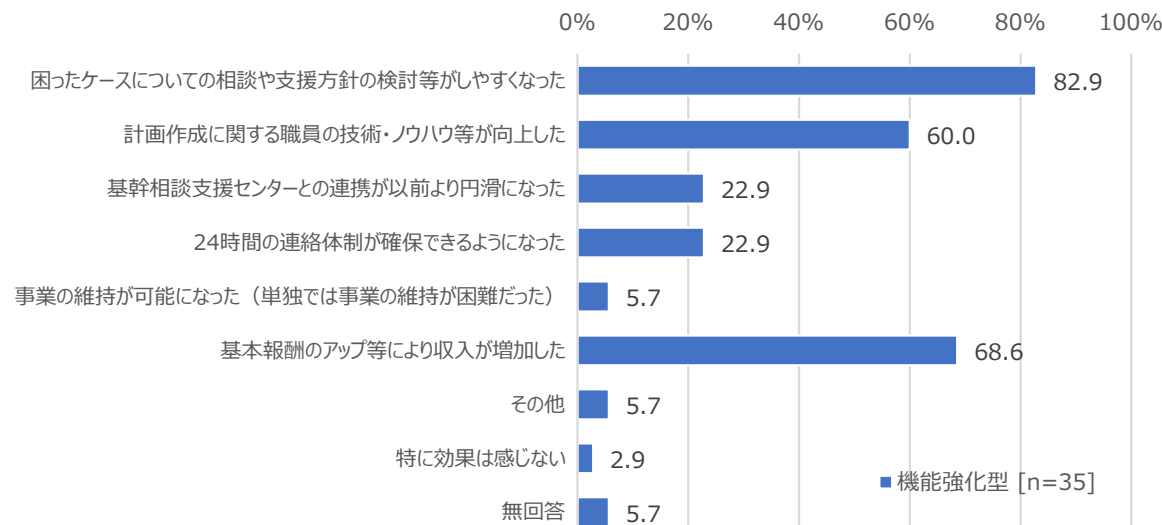
機能強化型の届出をしていない理由〔複数回答〕



複数事業所の協働による体制の確保



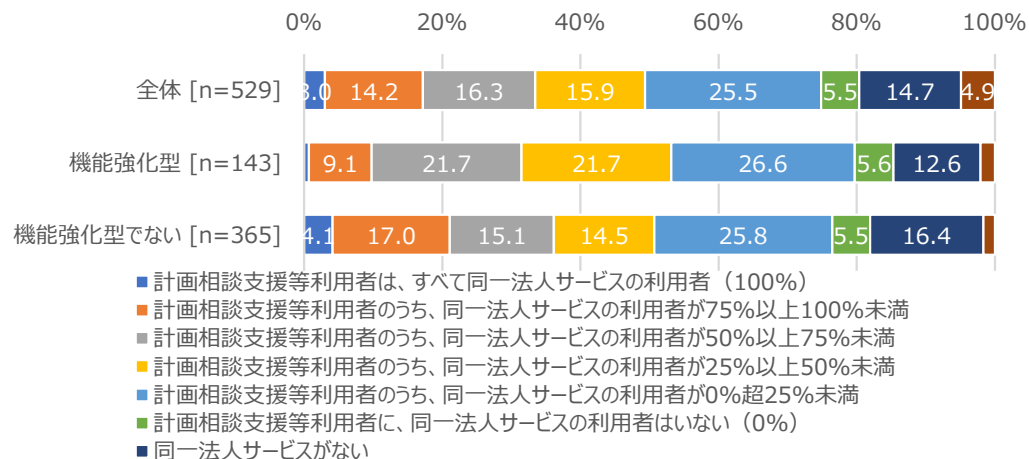
協働運営を行っている事業所で効果のあったこと〔複数回答〕



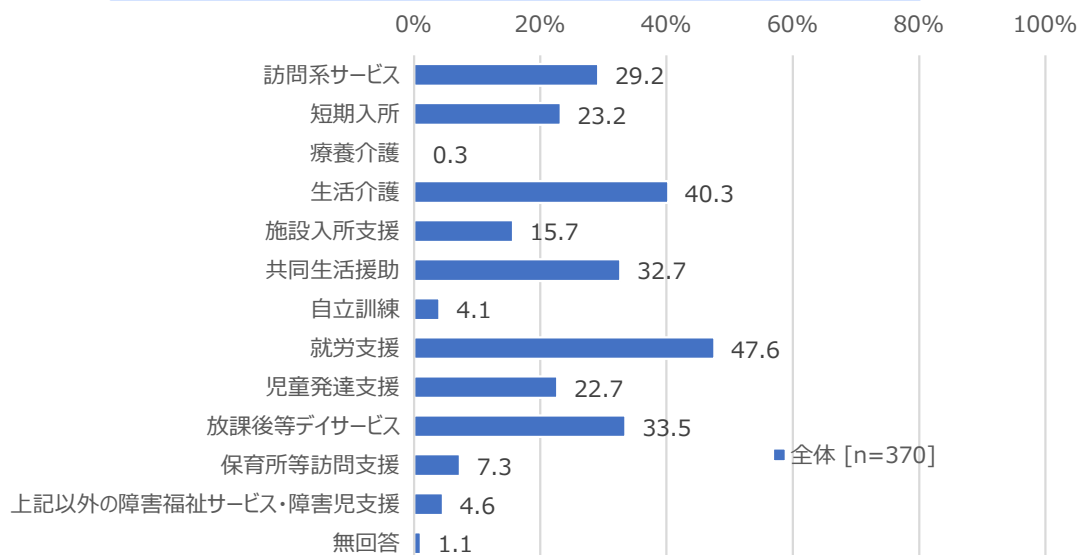
(3) 計画相談支援等利用者の同一法人利用の状況

○計画相談支援・障害児相談支援の利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「計画相談支援利用者に、同一法人サービスの利用者はいない」が5.5%「同一法人サービスがない」が14.7%であったが、多くの事業所で同一法人の就労系サービスや生活介護等が利用されている。同一法人のサービス利用のある事業所に、同一法人サービスを利用するプランとなった理由を聞いたところ、「利用者の障害特性等により、同一法人でケアマネジメントを含めトータルにサービス等を提供することが効果的な利用者が多い」が43.4%となっている。

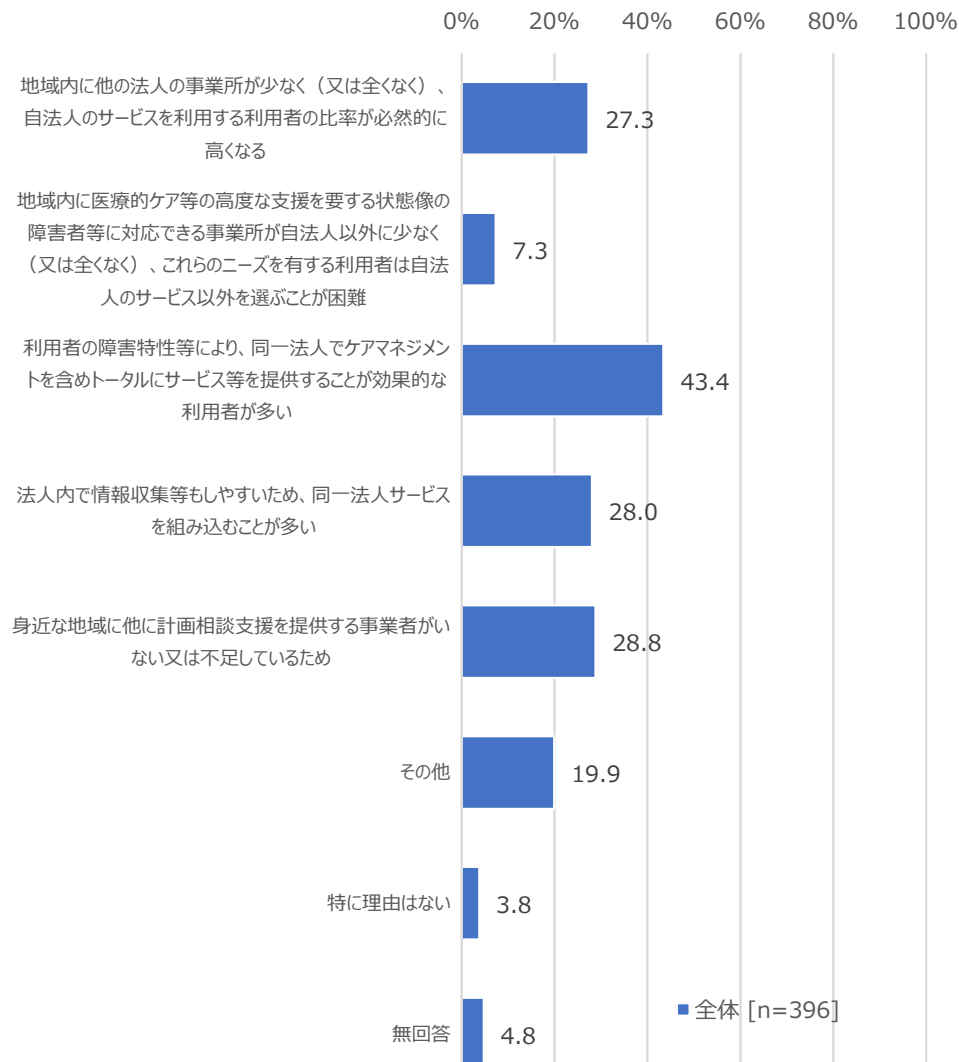
計画相談支援等利用者の同一法人サービスの利用状況



当該利用者が利用しているサービス〔複数回答〕



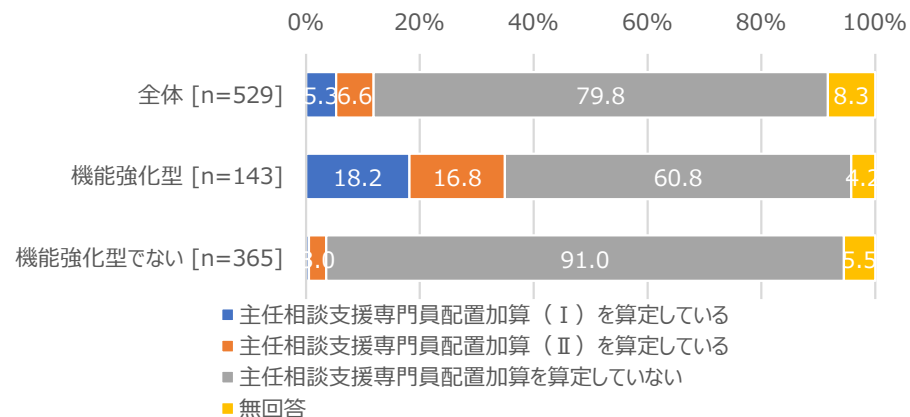
同一法人サービスを利用するプランとなった理由〔複数回答〕



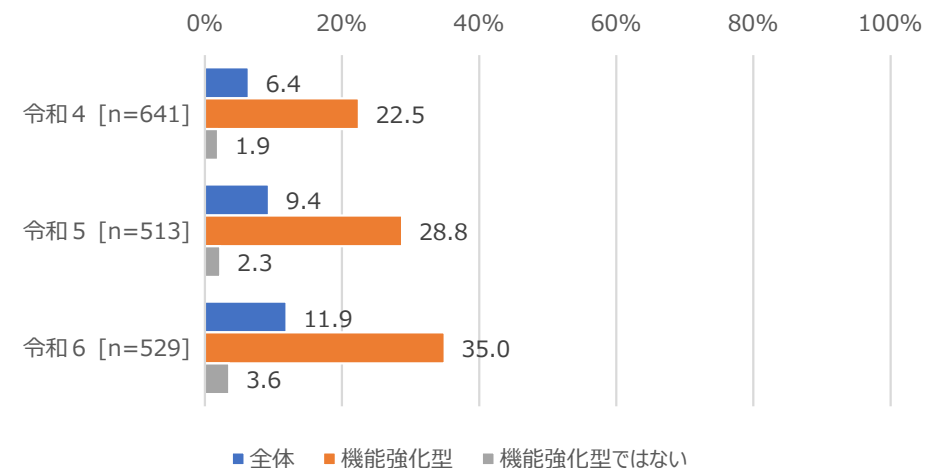
(4) 加算の算定状況

- 主任相談支援専門員配置加算の算定状況は、令和6年9月で、加算（Ⅰ）が5.3%、加算（Ⅱ）が6.6%となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、算定割合は上昇傾向が見られる。
- 各種支援体制に関する加算の算定状況は、令和6年9月で、行動障害支援体制加算の加算（Ⅰ）が23.3%、加算（Ⅱ）が11.9%等となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、各加算とも算定割合の上昇傾向が見られる。

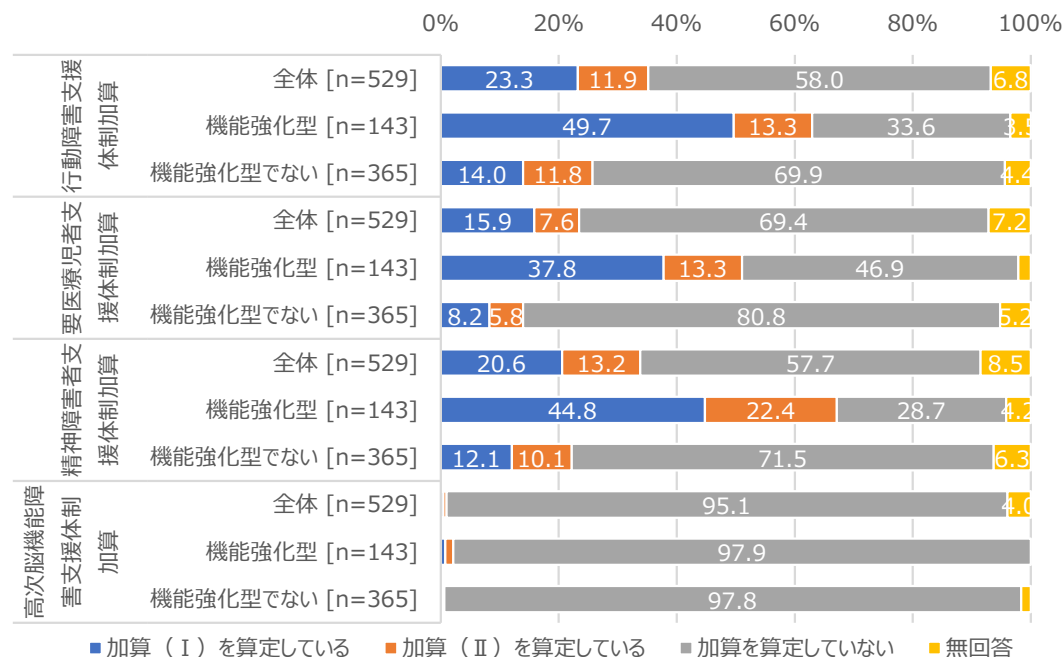
主任相談支援専門員配置加算の算定状況（令和6年9月）



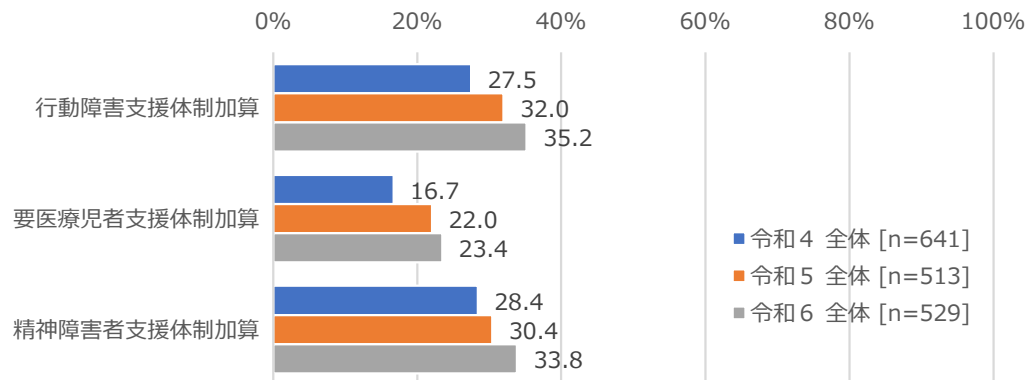
【算定割合の過去調査との比較】



各種支援体制に関する加算の算定状況（令和6年9月）



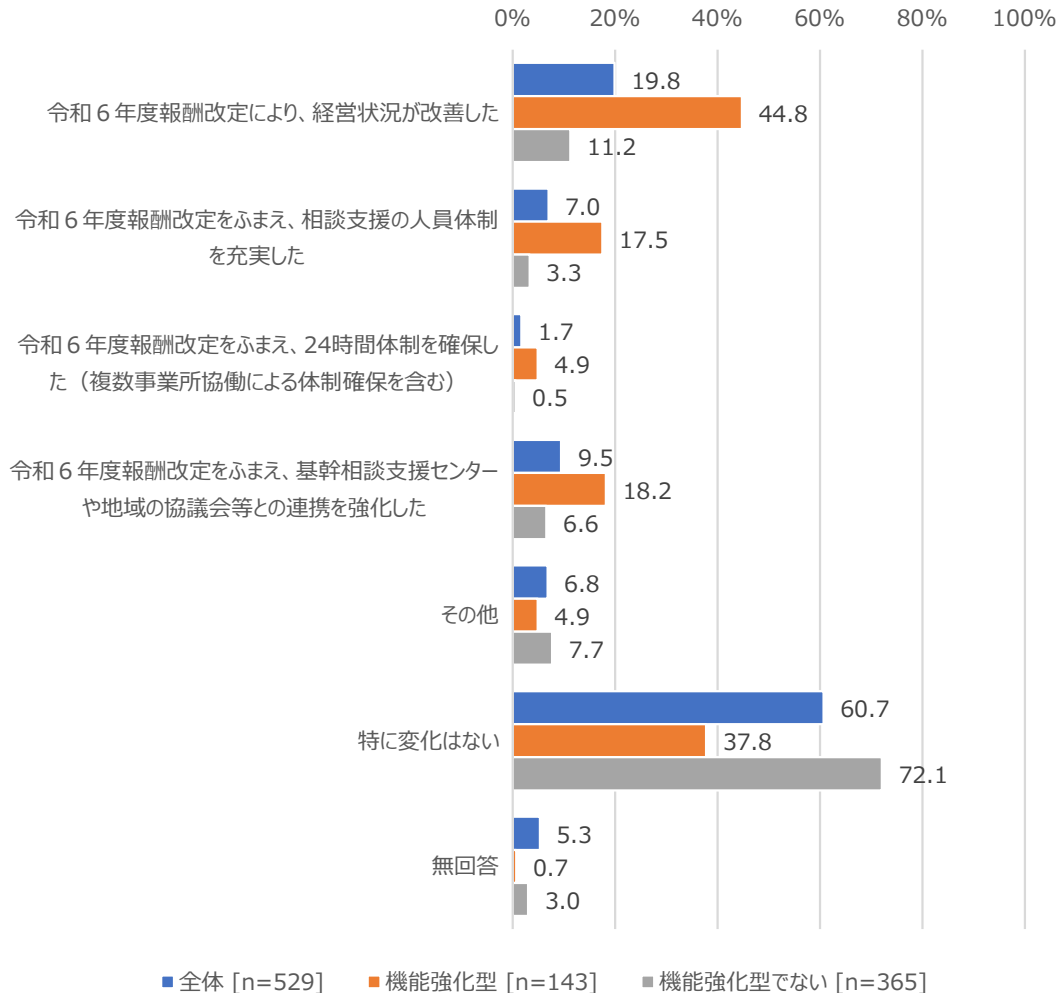
【算定割合の過去調査との比較】



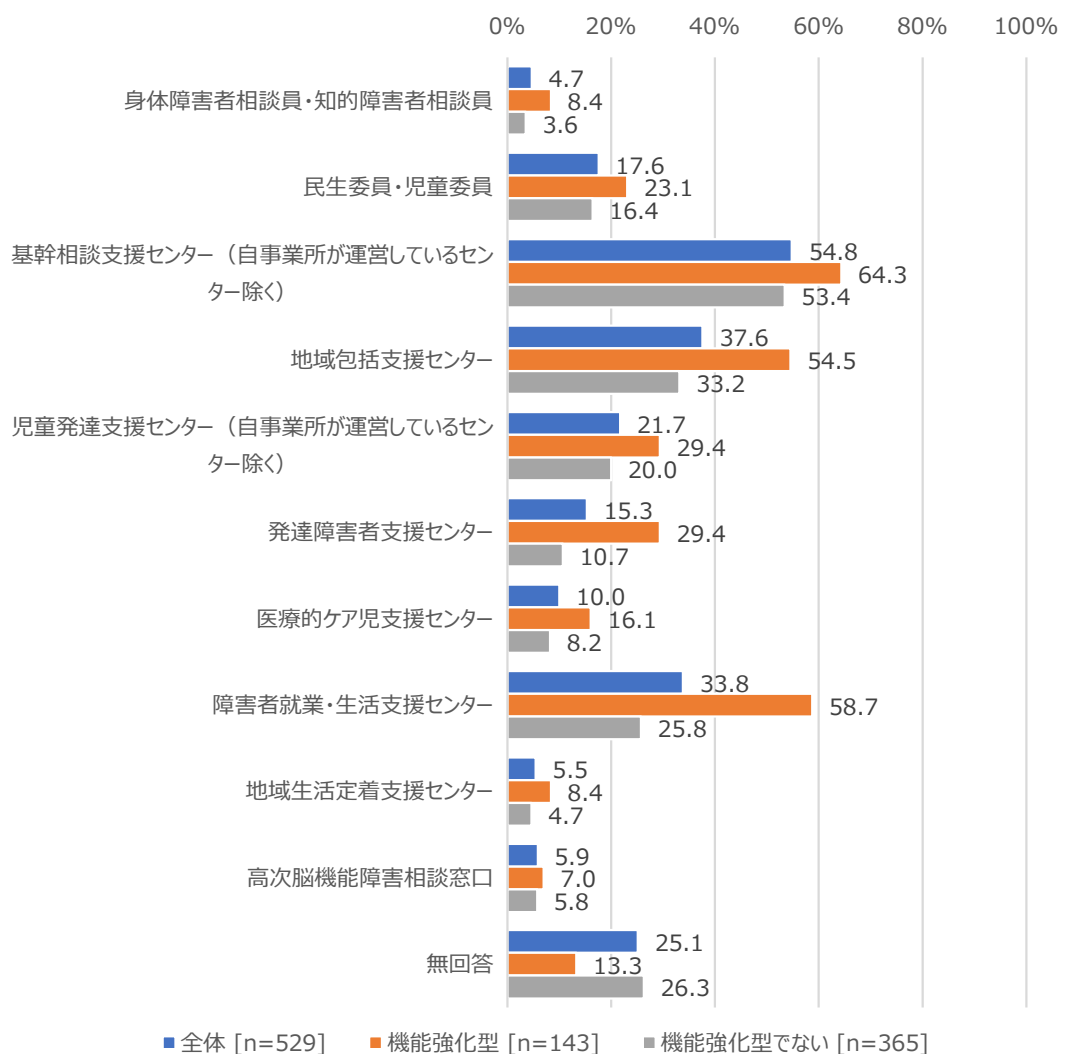
(5) 事業所の運営状況

- 事業所の運営状況に関し、令和5～6年度の変化（令和6年度報酬改定の影響等）について聞いたところ、「令和6年度報酬改定により、経営状況が改善した」事業所が19.8%、そのうち機能強化型の事業所では44.8%となっている。
- 地域の障害児・者の支援機関等との連携状況については、「基幹相談支援センター（自事業所が運営しているセンター除く）」「地域包括支援センター」「障害者就業・生活支援センター」等をあげる事業所が多く、機能強化型の事業所で全般的に連携の割合が高くなっている。

事業所の運営状況の令和5～6年度の変化〔複数回答〕



地域の障害児・者の支援機関等との連携状況〔複数回答〕



6. 意思決定支援、権利擁護等の実態把握に関する調査（結果概要）

1. 調査目的

○成年後見制度の見直しの検討等をふまえ、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者に対して、障害福祉サービス等の事業者が行っている金銭管理を含む意思決定支援の実施状況等について把握するため、サービス横断的な調査を実施する。

2. 調査対象等

○全国の居宅介護、重度訪問介護、行動援護、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、就労継続支援、生活介護、共同生活援助、施設入所支援の事業所（計98,731事業所）から、サービス別に層化を行い、計3,000事業所を抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
3,000	50	2,950	1,575	53.4%	1,547	52.4%

3. 調査結果のポイント

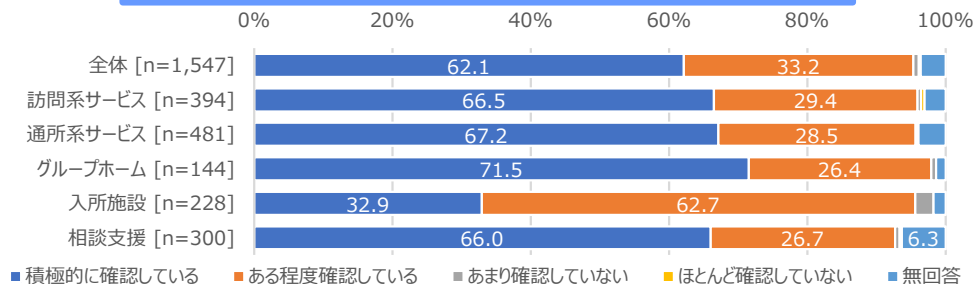
- 事業所における利用者の自己決定尊重・本人の意思確認の状況について聞いたところ、「積極的に確認している」が62.1%、「ある程度確認している」が33.2%となっており、多くの事業所で意思確認が行われている。
- サービス担当者会議、個別支援会議への利用者本人が同席した会議の割合は、令和5年度と令和6年4月～9月を比較して上昇傾向が見られる。
- 利用者の意思決定支援に取り組むことで効果があると感じられることとしては、「職員が利用者のことをより深く理解することにつながった」「活動や生活に自分の意思と選好が反映されたことで、利用者の生活意欲が高まった」等をあげる事業所が多くなっている。一方、意思決定支援に取り組む上で課題があると感じられることとしては、「利用者の意思確認が難しい場合の意思及び選好の推定の進め方」「利用者の自己決定にとって必要な情報提供、意思疎通の方法等の工夫・配慮」等が多くなっている。
- 財産管理や日常生活等で心配のある利用者の個別状況を聞いたところ、平均年齢は47.0歳、生活状況としては、一人暮らし等が約2割、家族等との同居が約3割、施設等の居住支援を利用が約半数となっている。
- 成年後見制度利用者の個別状況で、権利擁護のために必要と思われる支援について聞いたところ、「日常的な金銭管理支援」「福祉サービスの利用契約・支払い等の支援」「日常生活や書類手続き等に関する相談支援」等をあげる事業所が多くなっている。
- 事業所で利用者に対する金銭管理支援を実施しているかどうかを聞いたところ、「実施している」が30.9%となっている。金銭管理支援の内容別の利用者数は「買い物同行・代行」「日常生活で使用する範囲の小口現金の管理」「収支管理計画、出納帳等の作成支援」等が多くなっている。
- 金銭管理支援を行うことで利用者にとって効果があると思うこととしては、「金銭トラブルを防止できる」「金銭の紛失等を防止できる」「本人の収入に見合う使い方ができる」等、金銭管理支援を行う上での業務上の課題については、「利用者の意思と適切な金銭計画とのジレンマ」「利用者本人の意思確認」等をあげる事業所が多くなっている。
- 金銭管理支援の費用については、「無料で実施」が約6割、「有料で実施」が約4割となっている。
- 金銭管理支援に関する文書の作成状況は、無料で実施している事業所では「文書での取り決めをしていない」が多くなっている。
- 金銭管理支援を行う上でのチェック体制は、「常に複数の者により管理状況のチェックをしている」「責任者及び補助者が選定されている」「印鑑と通帳が別々に保管されている」等が多くなっている。

(1) 利用者の意思決定支援の取組状況

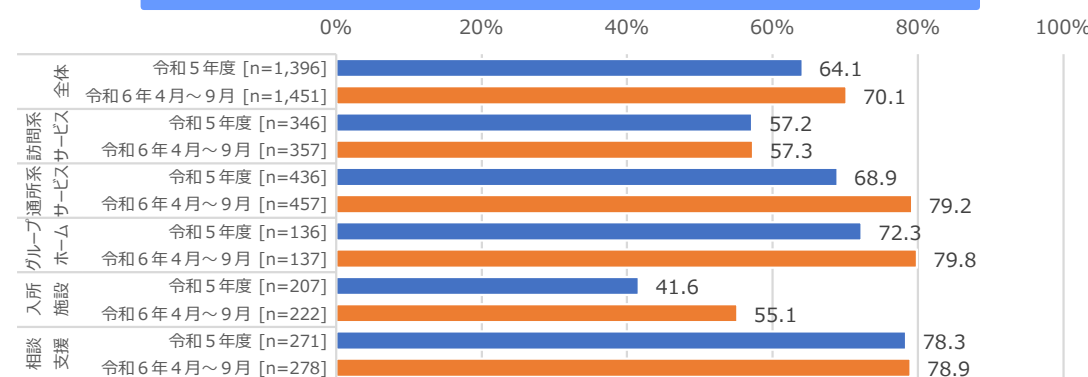
訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護
通所系サービス：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
相談支援：自立生活援助、計画相談支援、地域定着支援

- 事業所における利用者の自己決定尊重・本人の意思確認の状況について聞いたところ、「積極的に確認している」が62.1%、「ある程度確認している」が33.2%となっており、多くの事業所で意思確認が行われている。意思決定支援責任者の専門コース別研修（意思決定支援）修了状況については、「研修修了者はいない」事業所が多くなっている。サービス担当者会議、個別支援会議への利用者本人の同席状況について聞いたところ、利用者本人が同席した会議の割合は、令和5年度と令和6年4月～9月を比較して上昇傾向が見られる。利用者本人の同席割合が100%でなかった事業所における、本人が同席しなかった理由については、「本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれるため」が多くなっている。
- 利用者の意思決定支援に取り組むことで効果があると感じられることとしては、「職員が利用者のことをより深く理解することにつながった」「活動や生活に自分の意思と選好が反映されたことで、利用者の生活意欲が高まった」等をあげる事業所が多くなっている。一方、意思決定支援に取り組む上で課題があると感じられることとしては、「利用者の意思確認が難しい場合の意思及び選好の推定の進め方」「利用者の自己決定にとって必要な情報提供、意思疎通の方法等の工夫・配慮」等が多くなっている。

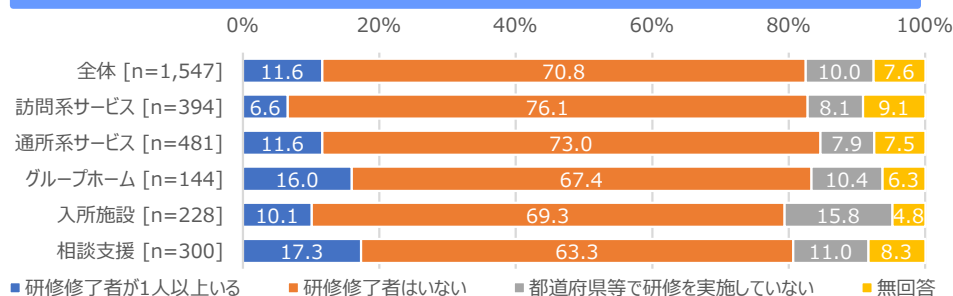
利用者の自己決定尊重・本人の意思確認の状況



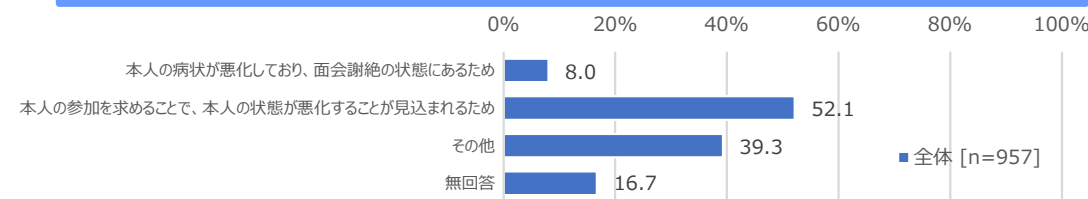
サービス担当者会議、個別支援会議への利用者本人の同席割合



意思決定支援責任者の専門コース別研修（意思決定支援）修了状況

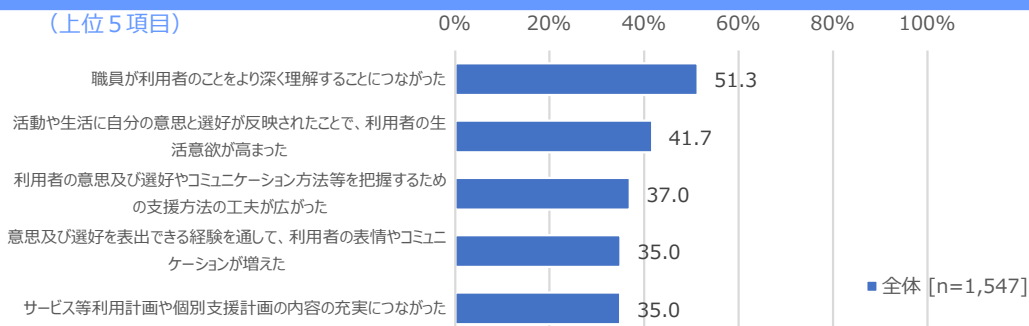


サービス担当者会議、個別支援会議に本人が同席しなかった理由〔複数回答〕



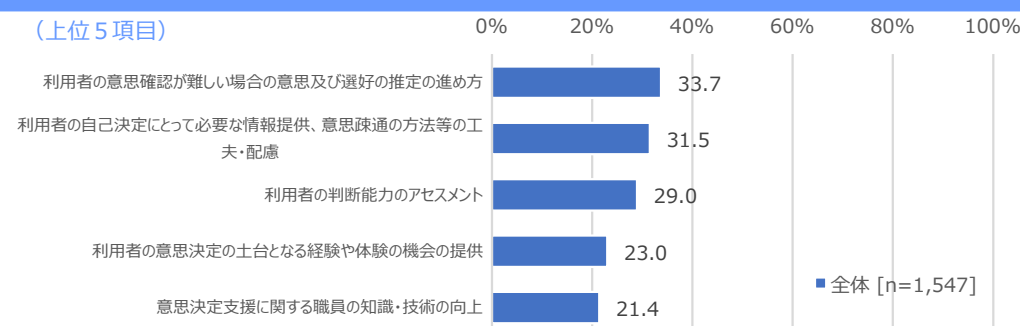
利用者の意思決定支援に取り組むことで効果があると感じられること〔複数回答〕

(上位5項目)



利用者の意思決定支援に取り組む上で課題があると感じられること〔複数回答〕

(上位5項目)



意思決定支援、権利擁護等の実態把握に関する調査（結果概要）

(2) 財産管理や日常生活等の心配のある利用者の状況

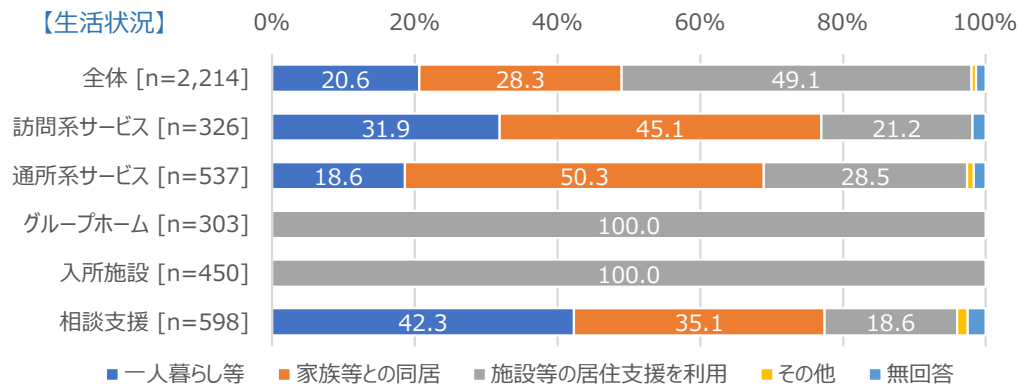
- 財産管理や日常生活等で心配のある利用者の個別状況を聞いたところ、平均年齢は47.0歳、生活状況としては、一人暮らし等が約2割、家族等との同居が約3割、施設等の居住支援を利用が約半数となっている。
- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用者のいる事業所に、該当者の人数を聞いたところ、平均で成年後見制度の利用者5.1人、日常生活自立支援事業の利用者2.8人となっている。
- 成年後見制度利用者の個別状況で、権利擁護のために必要と思われる支援について聞いたところ、「日常的な金銭管理支援」「福祉サービスの利用契約・支払い等の支援」「日常生活や書類手続き等に関する相談支援」等をあげる事業所が多くなっている。

財産管理や日常生活等の心配のある利用者の個別状況

【年齢】

(単位：歳)	全体 [n=2,198]	訪問系サービス [n=326]	通所系サービス [n=537]	グループホーム [n=298]	入所施設 [n=444]	相談支援 [n=593]
平均年齢	47.0	47.3	41.6	46.7	54.6	46.1

【生活状況】

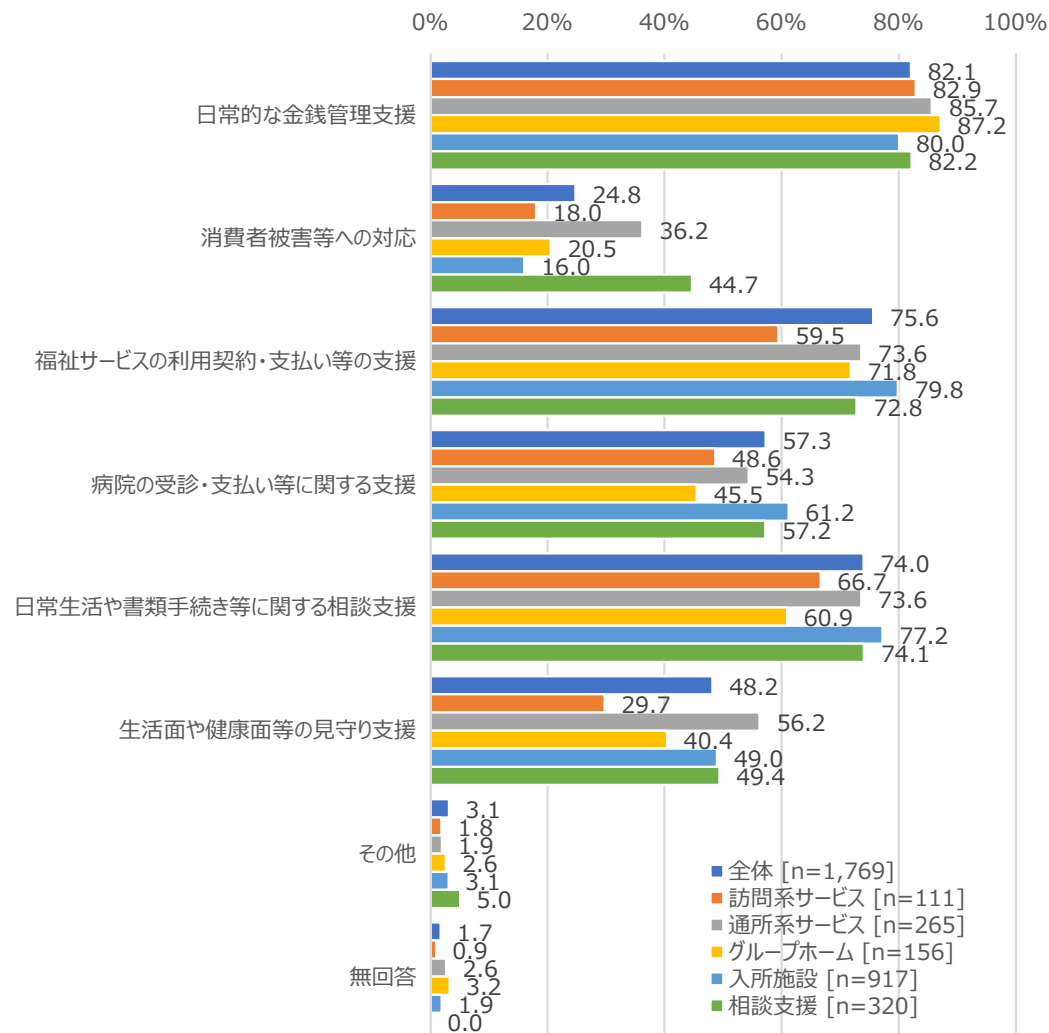


成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用者数

(単位：人)	全体 [n=597]	訪問系サービス [n=68]	通所系サービス [n=133]	グループホーム [n=62]	入所施設 [n=212]	相談支援 [n=122]
成年後見制度	5.1	1.9	2.0	2.7	9.3	4.3

(単位：人)	全体 [n=252]	訪問系サービス [n=32]	通所系サービス [n=70]	グループホーム [n=33]	入所施設 [n=8]	相談支援 [n=109]
日常生活自立支援事業	2.8	4.0	2.5	2.9	1.4	2.8

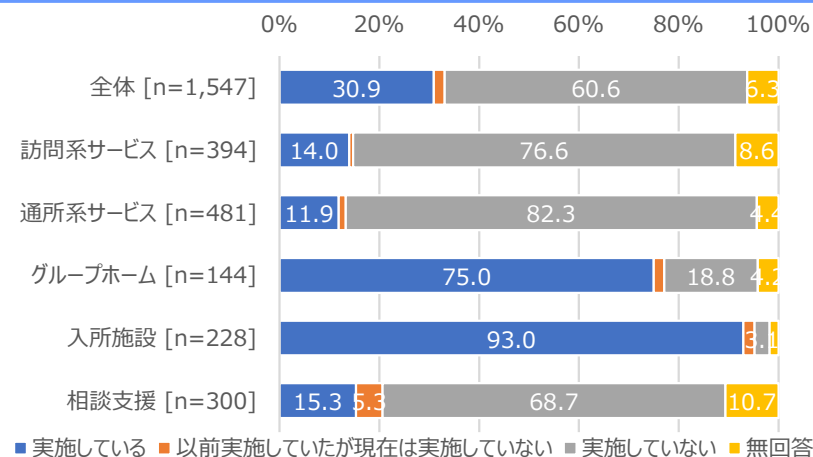
成年後見制度利用者の権利擁護のために必要と思われる支援〔複数回答〕



(3) 金銭管理支援の実施状況①

- 事業所で利用者に対する金銭管理支援を実施しているかどうかを聞いたところ、「実施している」が30.9%となっている。サービス種別では、入所施設、グループホームで「実施している」が多くなっている。
- 金銭管理支援の内容別の利用者数を聞いたところ、平均人数で、「買い物同行・代行」「日常生活で使用する範囲の小口現金の管理」「収支管理計画、出納帳等の作成支援」等の利用者が多くなっている。
- 金銭管理支援を行うことで利用者にとって効果があると思うこととしては、「金銭トラブルを防止できる」「金銭の紛失等を防止できる」「本人の収入に見合う使い方ができる」等、金銭管理支援を行う上での業務上の課題については、「利用者の意思と適切な金銭計画とのジレンマ」「利用者本人の意思確認」等をあげる事業所が多くなっている。

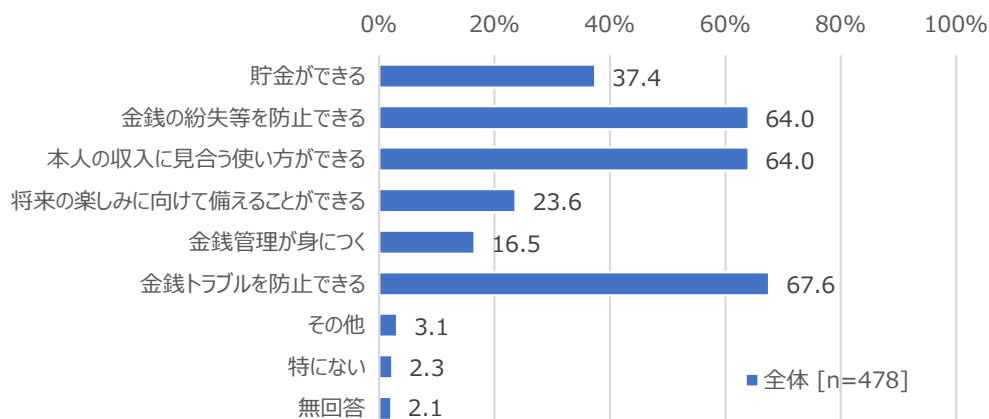
金銭管理支援の実施状況



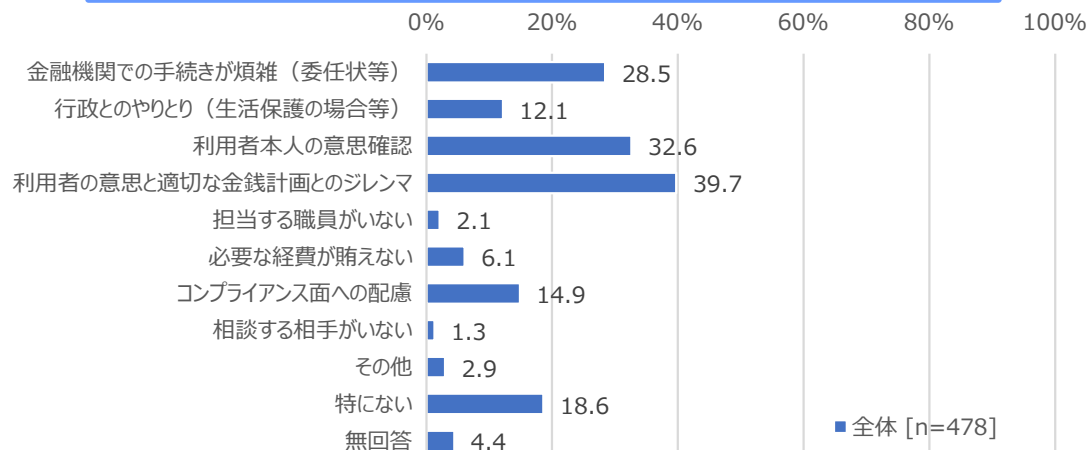
金銭管理支援の内容別利用者数

(単位：人)	全体 [n=452]	訪問系 [n=48]	通所系 [n=53]	施設・居住系 [n=310]	相談支援 [n=41]
通帳の預かり（日常的に使用する範囲の預金）	18.7	0.6	2.5	26.5	2.0
通帳の預かり（当面は日常的に使用する予定のないような高額の預金を含む）	9.2	0.1	0.4	13.2	0.9
通帳以外の貴重品等の預かり（年金手帳、障害者手帳、保険証等）	11.3	0.8	0.6	16.1	1.5
金融機関からの引き出し、現金の受け渡し	18.1	0.6	2.4	25.6	2.0
収支管理計画、出納帳等の作成支援	18.9	0.7	2.0	26.8	2.0
日常生活で使用する範囲の小口現金の管理	19.2	1.8	3.1	27.0	2.2
金銭の使途や管理等に関する相談・助言等	15.3	0.8	1.9	21.4	2.8
買い物同行・代行	21.5	4.2	1.8	30.2	1.9
その他	0.7	0.1	0.2	1.0	0.1

金銭管理支援を行うことで利用者にとって効果があると思うこと〔複数回答〕



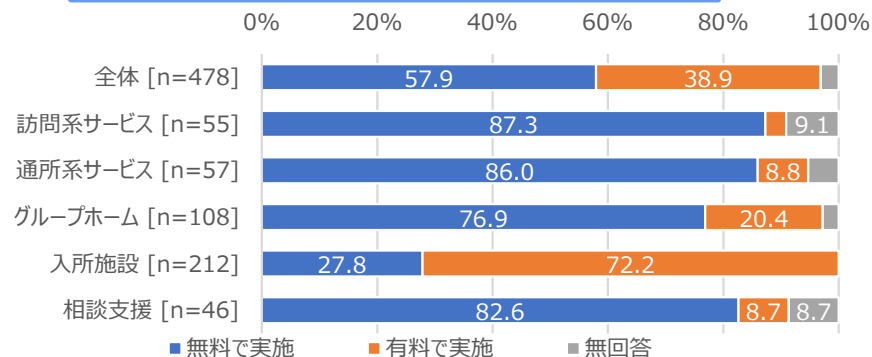
金銭管理支援を行う上での業務上の課題〔複数回答〕



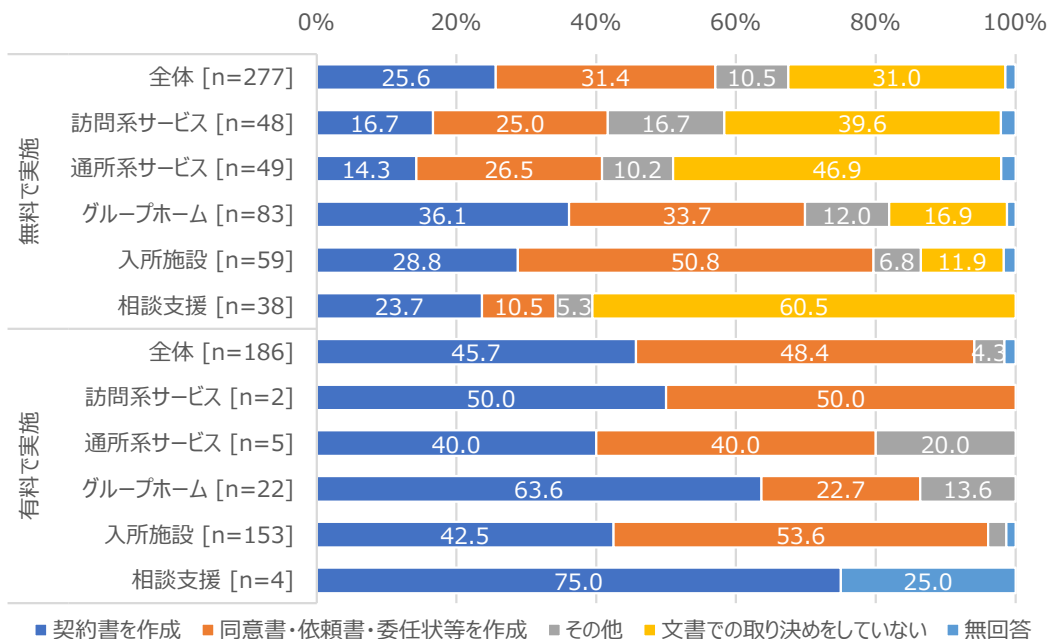
(4) 金銭管理支援の実施状況②

- 金銭管理支援の費用については、「無料で実施」が約6割、「有料で実施」が約4割となっている。
- 金銭管理支援に関する文書の作成状況は、無料で実施している事業所では「文書での取り決めをしていない」が多くなっている。
- 金銭管理支援を行う上でのチェック体制は、「常に複数の者により管理状況のチェックをしている」「責任者及び補助者が選定されている」「印鑑と通帳が別々に保管されている」等が多くなっている。

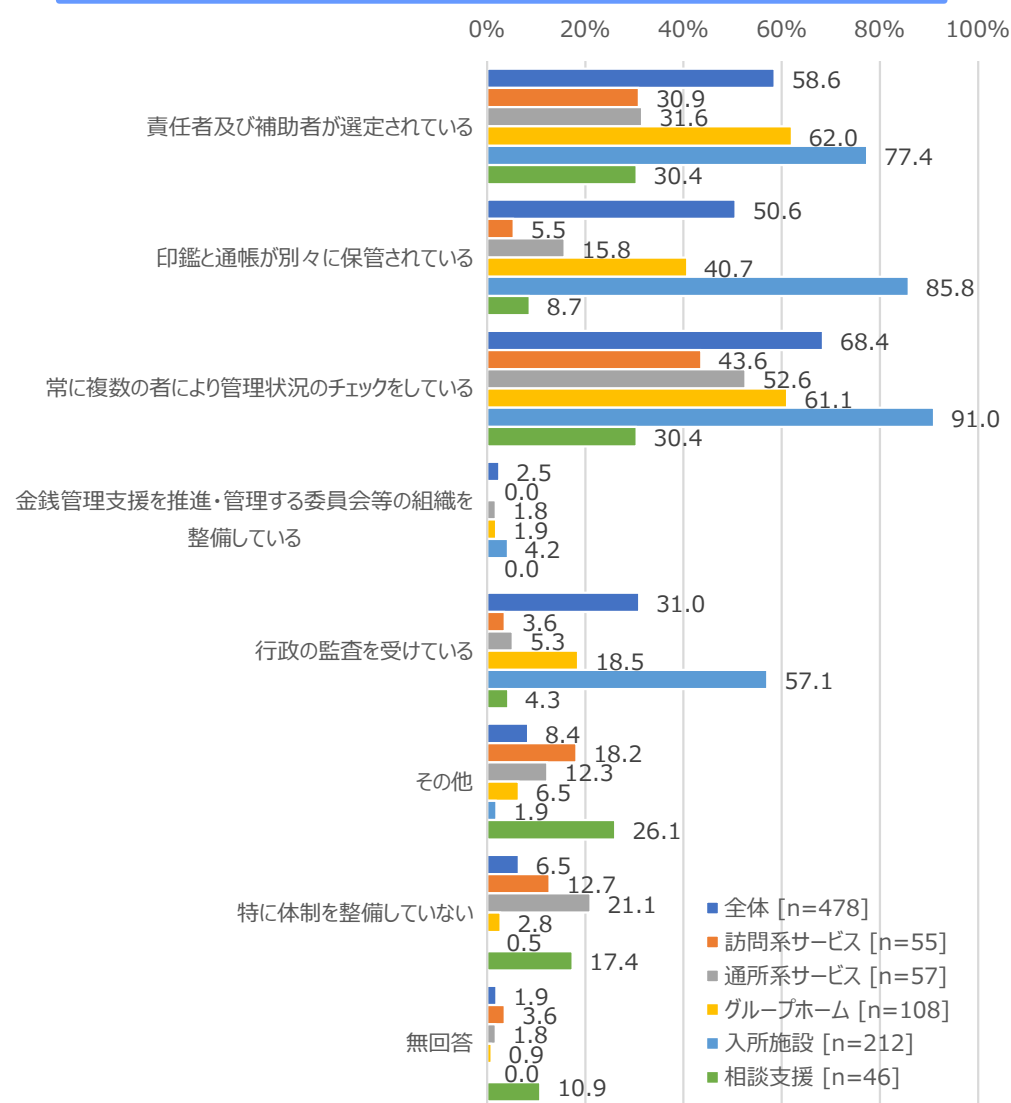
金銭管理支援の費用



金銭管理支援に関する文書の作成状況



金銭管理支援を行う上でのチェック体制〔複数回答〕



7. 障害児者の短期入所の利用に係る実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○短期入所の整備促進を図るため、令和3年度、令和6年度報酬改定で、それぞれ基本報酬の引き上げや福祉型、医療型それぞれでの対象利用者の拡大を行っており、短期入所の受け入れの実態や受け入れ時の職員の配置状況等を把握し、現状を分析することにより、次期改定に向けての検討に活かすことを目的とする。

2. 調査対象等

○全国の短期入所事業所（7,148事業所）から、1,000事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	12	988	584	59.1%	571	57.8%

3. 調査結果のポイント

- 短期入所の実利用者数（令和6年9月）は、1事業所あたりの平均で13.2人となっており、障害支援区分6の利用者が多い。事業所類型別では、単独型28.3人、併設型8.5人、空床利用型7.3人となっている。
- 短期入所利用者の個別状況で、利用目的を聞いたところ、「介護者のレスパイト」が61.4%と最も多く、次いで、「介護者の仕事・用事（出張、冠婚葬祭、きょうだいの行事参加等）」が27.9%となっている。
- 福祉型事業所における常勤看護職員等配置加算の算定状況は、「加算の算定あり」が令和5年9月で28.6%、令和6年9月で29.5%となっている。加算の算定をしていない事業所の、加算を算定していない理由としては、「常勤換算で1以上の看護職員を確保・配置することが難しい」が多くなっている。
- 短期入所における看護職員の配置体制の状況は、「本体施設・併設施設に配置されている看護職員が対応する」が49.9%となっている。
- 短期入所利用者の受け入れの際に職員配置に関して事業所で実施していることを聞いたところ、強度行動障害児・者を受け入れる場合では、「専従ではないが事業所全体の福祉・介護職員の配置を増やす場合がある」が16.3%、重症心身障害児・者を受け入れる場合では、「専従ではないが事業所全体の福祉・介護職員の配置を増やす場合がある」が13.8%、医療的ケア児・者を受け入れる場合では、「専従ではないが事業所全体の看護職員の配置を増やす場合がある」が9.5%、「専従ではないが事業所全体の福祉・介護職員の配置を増やす場合がある」が8.4%見られる。
- 強度行動障害児・者、重症心身障害児・者、医療的ケア児・者等の短期入所利用の受け入れにあたり、連携・相談（専門的助言含む）のできる外部機関等の有無を聞いたところ、「該当する障害児・者の支援に知見のある相談支援事業者」「該当する障害児・者の支援実績のある他の施設・事業所」等をあげる事業所が多くなっている。

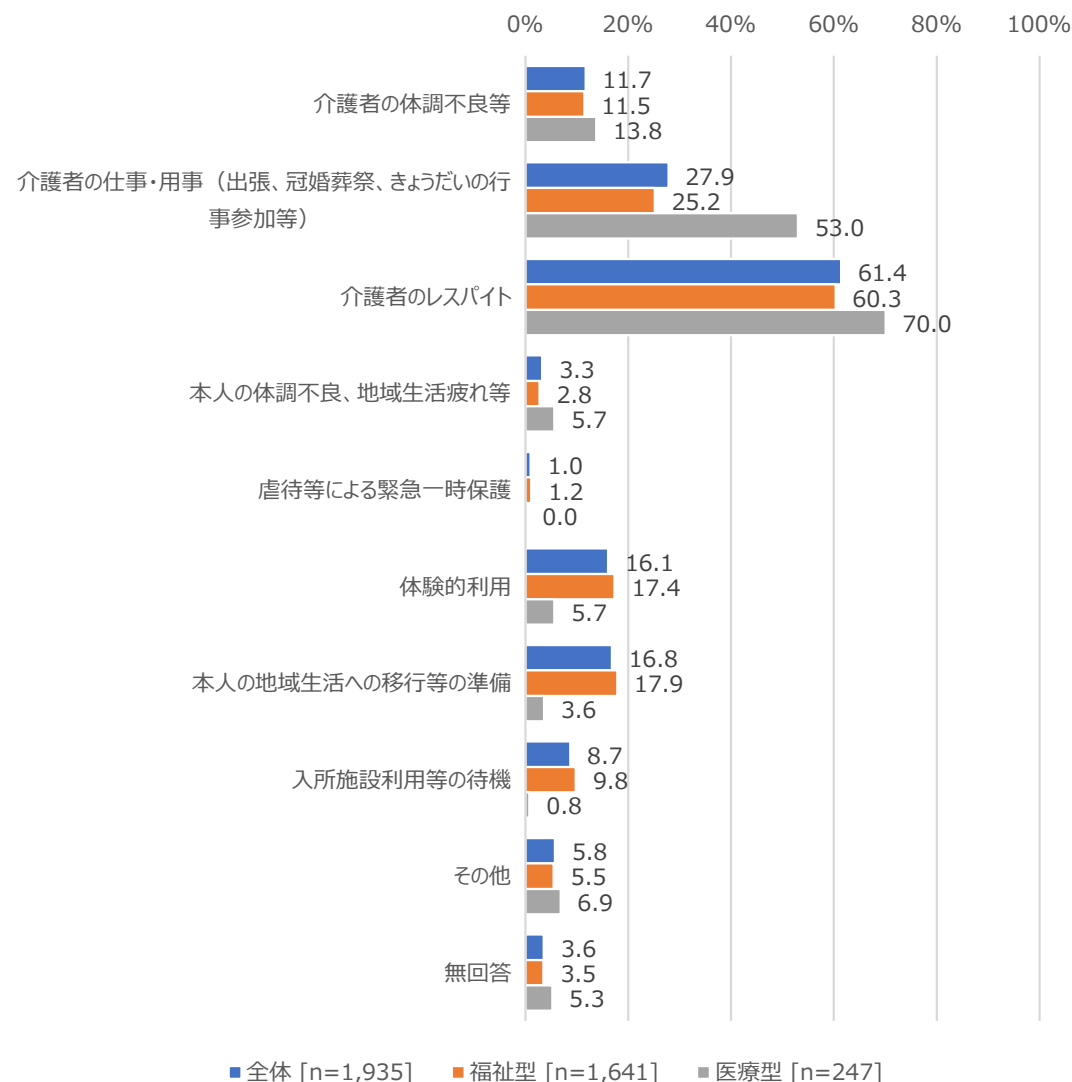
(1) 短期入所の利用者の状況

- 短期入所の実利用者数（令和6年9月）は、1事業所あたりの平均で13.2人となっており、障害支援区分6の利用者が多い。事業所類型別では、単独型28.3人、併設型8.5人、空床利用型7.3人となっている。
- 短期入所利用者の個別状況で、利用目的を聞いたところ、「介護者のレスパイト」が61.4%と最も多く、次いで、「介護者の仕事・用事（出張、冠婚葬祭、きょうだいの行事参加等）」が27.9%となっている。

1事業所あたりの平均実利用者数

(単位：人)		全体 [n=522]	空床利用型 [n=167]	併設型 [n=253]	単独型 [n=135]
区分1	利用者	0.3	0.0	0.1	0.8
	うち、強度行動障害を有する者	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0	0.0
区分2	利用者	0.8	0.3	0.5	1.9
	うち、強度行動障害を有する者	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0	0.0
区分3	利用者	2.1	1.2	1.0	5.0
	うち、強度行動障害を有する者	0.1	0.1	0.0	0.1
	うち、重症心身障害者	0.3	0.4	0.0	0.6
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0	0.0
区分4	利用者	2.0	0.7	1.5	4.4
	うち、強度行動障害を有する者	0.1	0.0	0.1	0.3
	うち、重症心身障害者	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0	0.0
区分5	利用者	2.3	0.8	1.9	4.9
	うち、強度行動障害を有する者	0.5	0.2	0.3	1.1
	うち、重症心身障害者	0.1	0.0	0.0	0.2
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.0	0.0	0.0	0.0
区分6	利用者	4.0	2.5	2.7	8.2
	うち、強度行動障害を有する者	1.2	0.4	0.7	2.9
	うち、重症心身障害者	1.0	1.2	0.5	1.8
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.3	0.3	0.2	0.5
障害児・非該当・その他	利用者	1.8	1.8	0.9	3.2
	うち、強度行動障害を有する者	0.1	0.0	0.1	0.3
	うち、重症心身障害者	0.8	1.2	0.5	0.4
	うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	0.1	0.1	0.1	0.1
合計		13.2	7.3	8.5	28.3

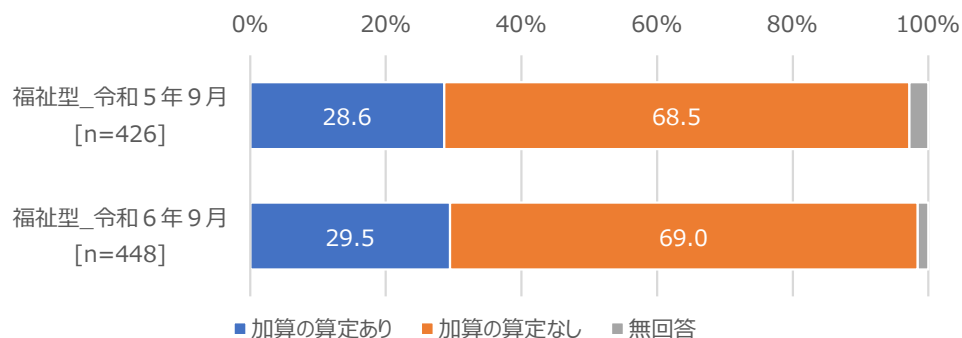
短期入所の利用目的〔複数回答〕



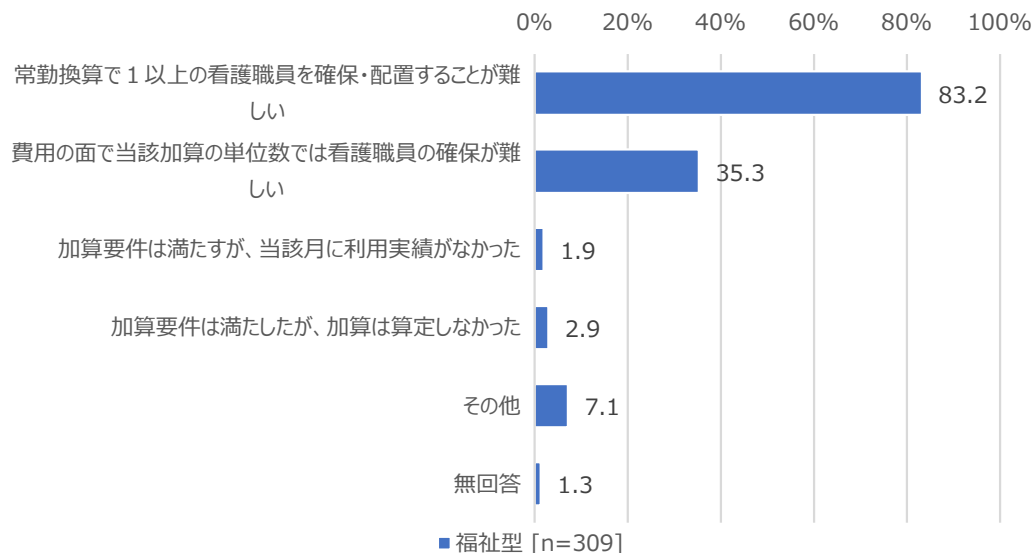
(2) 職員配置の状況

- 福祉型事業所における常勤看護職員等配置加算の算定状況は、「加算の算定あり」が令和5年9月で28.6%、令和6年9月で29.5%となっている。加算の算定をしていない事業所の、加算を算定していない理由としては、「常勤換算で1以上の看護職員を確保・配置することが難しい」が多くなっている。
- 短期入所における看護職員の配置体制の状況は、「本体施設・併設施設に配置されている看護職員が対応する」が49.9%となっている。

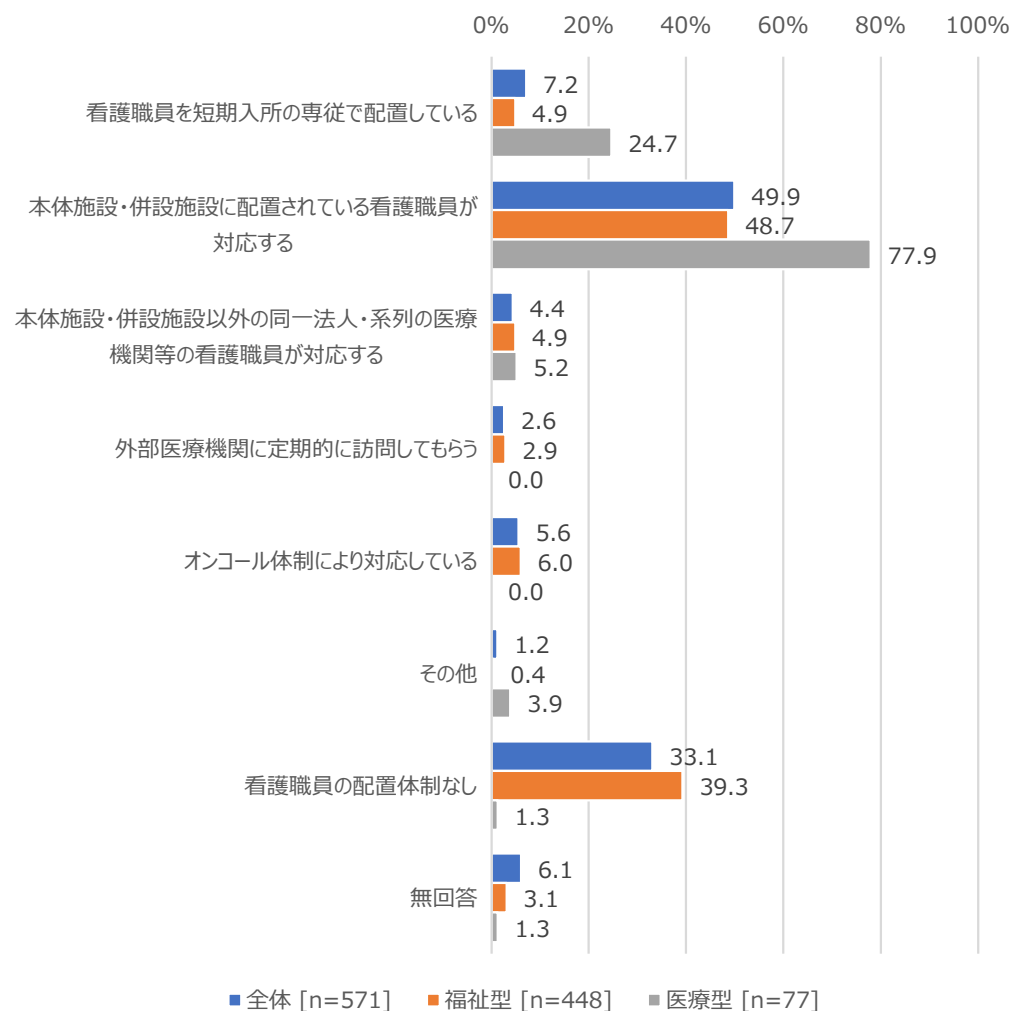
常勤看護職員等配置加算の算定状況



常勤看護職員等配置加算を算定していない理由〔複数回答〕



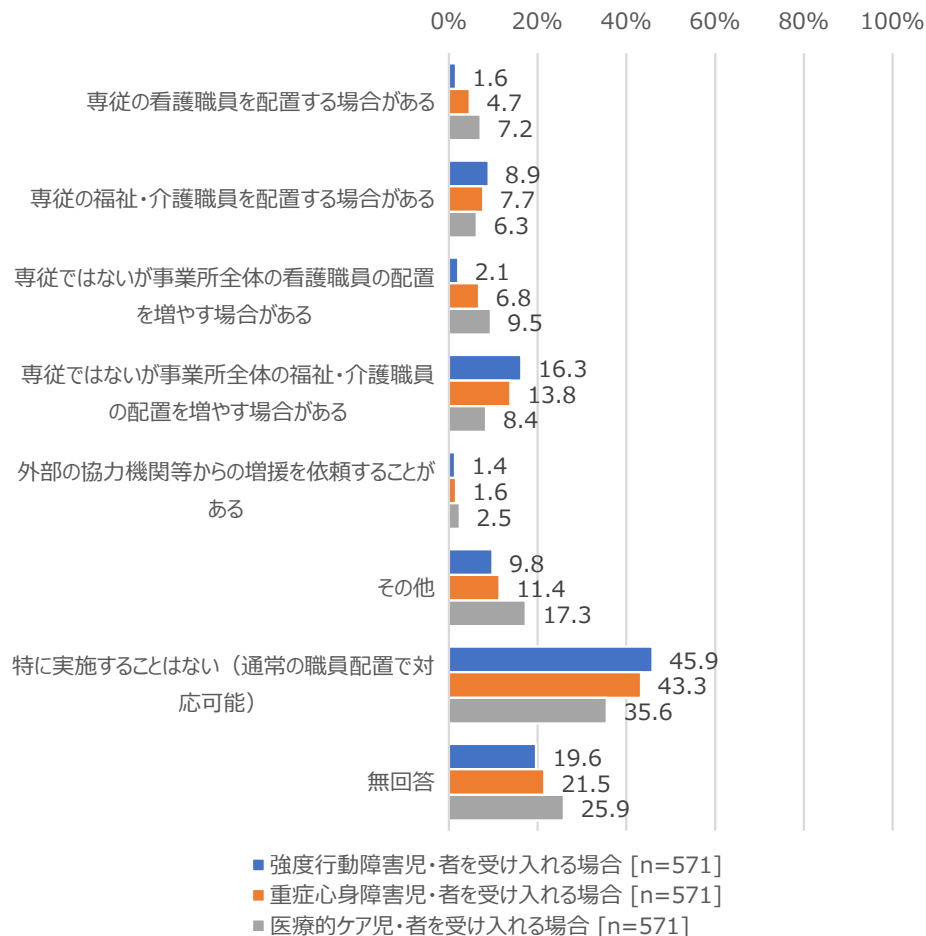
看護職員の配置体制の状況〔複数回答〕



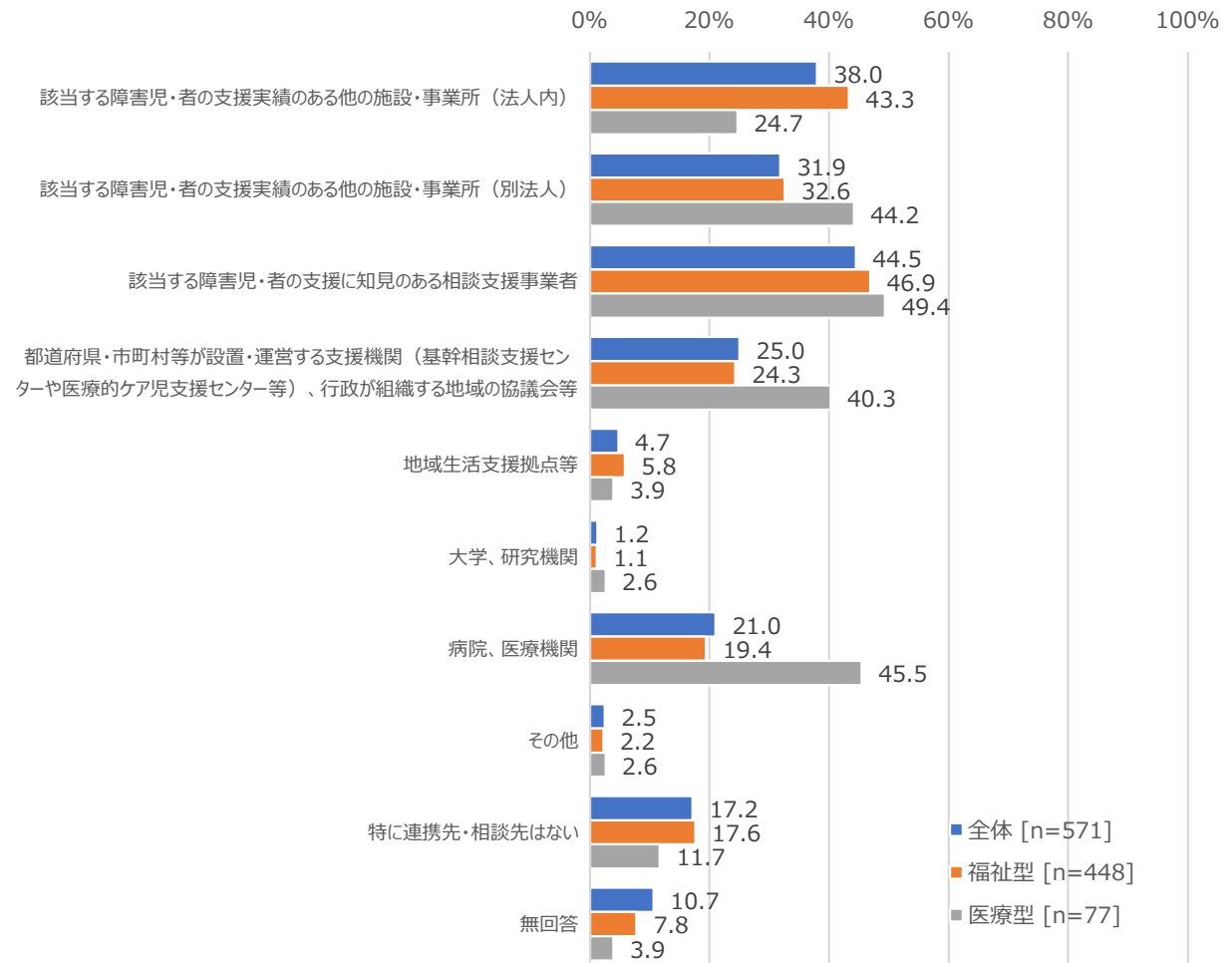
(3) 利用者受け入れの際の職員配置、連携・相談先等の状況

- 短期入所利用者の受け入れの際に職員配置に関して事業所で実施していることを聞いたところ、強度行動障害児・者を受け入れる場合では、「専従ではないが事業所全体の福祉・介護職員の配置を増やす場合がある」が16.3%、重症心身障害児・者を受け入れる場合では、「専従ではないが事業所全体の福祉・介護職員の配置を増やす場合がある」が13.8%、医療的ケア児・者を受け入れる場合では、「専従ではないが事業所全体の看護職員の配置を増やす場合がある」が9.5%、「専従ではないが事業所全体の福祉・介護職員の配置を増やす場合がある」が8.4%見られる。
- 強度行動障害児・者、重症心身障害児・者、医療的ケア児・者等の短期入所利用の受け入れにあたり、連携・相談（専門的助言含む）のできる外部機関等の有無を聞いたところ、「該当する障害児・者の支援に知見のある相談支援事業者」「該当する障害児・者の支援実績のある他の施設・事業所」等をあげる事業所が多くなっている。

強度行動障害児・者等の受け入れの際に職員配置に関して事業所で実施していること〔複数回答〕



強度行動障害児・者等の受け入れにあたり、連携・相談（専門的助言含む）のできる外部機関等〔複数回答〕



8. 障害児通所支援事業所の実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○障害児通所支援における基本報酬の時間区分の導入や延長支援加算の見直し、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬の定員・単位の見直しや入浴支援加算の創設、医療濃度をふまえた送迎加算の見直しなどを内容とする令和6年度報酬改定の影響を把握し、次期改定に向けての検討に活かすことを目的とする。

2. 調査対象等

○全国の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（計35,378事業所）から、1,500事業所を無作為抽出

送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,500	15	1,485	873	58.8%	862	58.0%

3. 調査結果のポイント

- 調査対象サービスの実利用者数は、令和5年9月では、1事業所あたりの平均で18.3人、うち、医療的ケア児が0.3人、重症心身障害児が0.4人となっている。令和6年9月では、19.2人、うち、医療的ケア児が0.3人、重症心身障害児が0.5人となっている。令和6年9月で、医療的ケア児の利用者を1名以上回答した事業所は10.3%となっている。
- 医療的ケア児の受け入れについて課題と思われるものを聞いたところ、「看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している」「施設・設備面で受け入れが難しい」「医療的ケア児に対応した個別支援が難しい」等をあげる事業所が多くなっている。医療的ケア児等の有無で見ると、医療的ケア児等がいない事業所で課題をあげる事業所の多い傾向が見られる。
- 医療的ケア児に関し、連携・相談のできる外部機関等については、「病院、医療機関」が25.5%、「医療的ケア児の支援に知見のある相談支援事業者」が17.7%等となっている。
- 利用者の報酬改定前後のサービス提供時間の変更等の状況について、個別の状況を聞いたところ、個別支援計画におけるサービス提供時間について、「変更なし」が78.3%、「増加」が12.0%、「減少」が8.1%となっている。また、サービス提供時間の変更による個別支援計画での支援内容の変更は、「なし」が82.3%、「あり」が14.1%となっている。
- 延長支援を「実施している」事業所は53.2%となっている。入浴支援を「実施している」事業所は4.3%だが、利用者に医療的ケア児等のいる事業所では、「実施している」は19.4%となっている。送迎については、「送迎を行っている（送迎車両を利用）」事業所は75.5%となっている。
- 専門的支援実施加算については、「算定している」事業所が49.7%となっている。加算算定において配置している専門職としては、「保育士（5年以上）」等が多くなっている。

(1) 利用者の受入状況

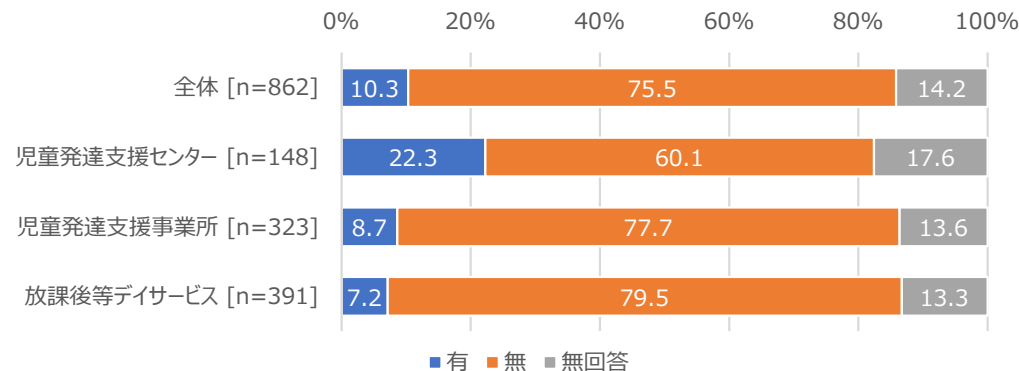
○調査対象サービスの実利用者数は、令和5年9月では、1事業所あたりの平均で18.3人、うち、医療的ケア児が0.3人、重症心身障害児が0.4人となっている。令和6年9月では、19.2人、うち、医療的ケア児が0.3人、重症心身障害児が0.5人となっている。令和6年9月で、医療的ケア児の利用者を1名以上回答した事業所は10.3%となっている。

○医療的ケア児の受け入れについて課題と思われるものを聞いたところ、「看護職員や喀痰研修修了者など医療的ケアの実施できる職員が不足している」「施設・設備面で受け入れが難しい」「医療的ケア児に対応した個別支援が難しい」等をあげる事業所が多くなっている。医療的ケア児等の有無で見ると、医療的ケア児等がない事業所で課題をあげる事業所の多い傾向が見られる。

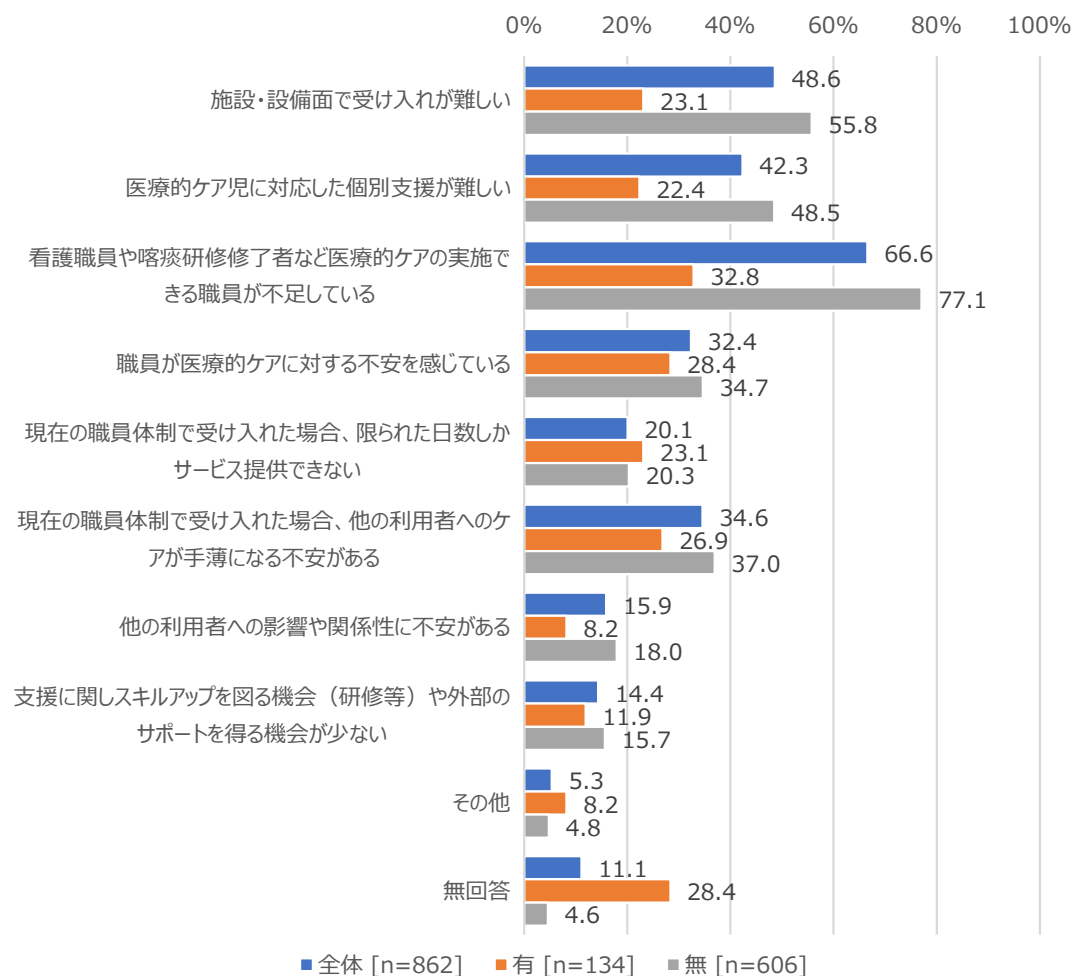
1事業所あたりの平均実利用者数

対象サービス (単位：人)		全体 [n=529]	児童発達支援 センター [n=76]	児童発達支援 事業所 [n=209]	放課後等デイ サービス [n=244]
令和5年 9月	利用者総数	18.3	32.6	13.6	17.9
	うち、医療的ケア児	0.3	0.4	0.3	0.3
	うち、医ケア判定スコア16点以上	0.1	0.1	0.1	0.2
	うち、医ケア判定スコア32点以上	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち、重症心身障害児	0.4	0.4	0.4	0.4
対象サービス (単位：人)		全体 [n=588]	児童発達支援 センター [n=77]	児童発達支援 事業所 [n=235]	放課後等デイ サービス [n=276]
令和6年 9月	利用者総数	19.2	34.0	14.6	18.9
	うち、医療的ケア児	0.3	0.3	0.3	0.3
	うち、医ケア判定スコア16点以上	0.2	0.1	0.2	0.2
	うち、医ケア判定スコア32点以上	0.1	0.0	0.1	0.1
	うち、重症心身障害児	0.5	0.4	0.5	0.5

医療的ケア児の利用者の有無



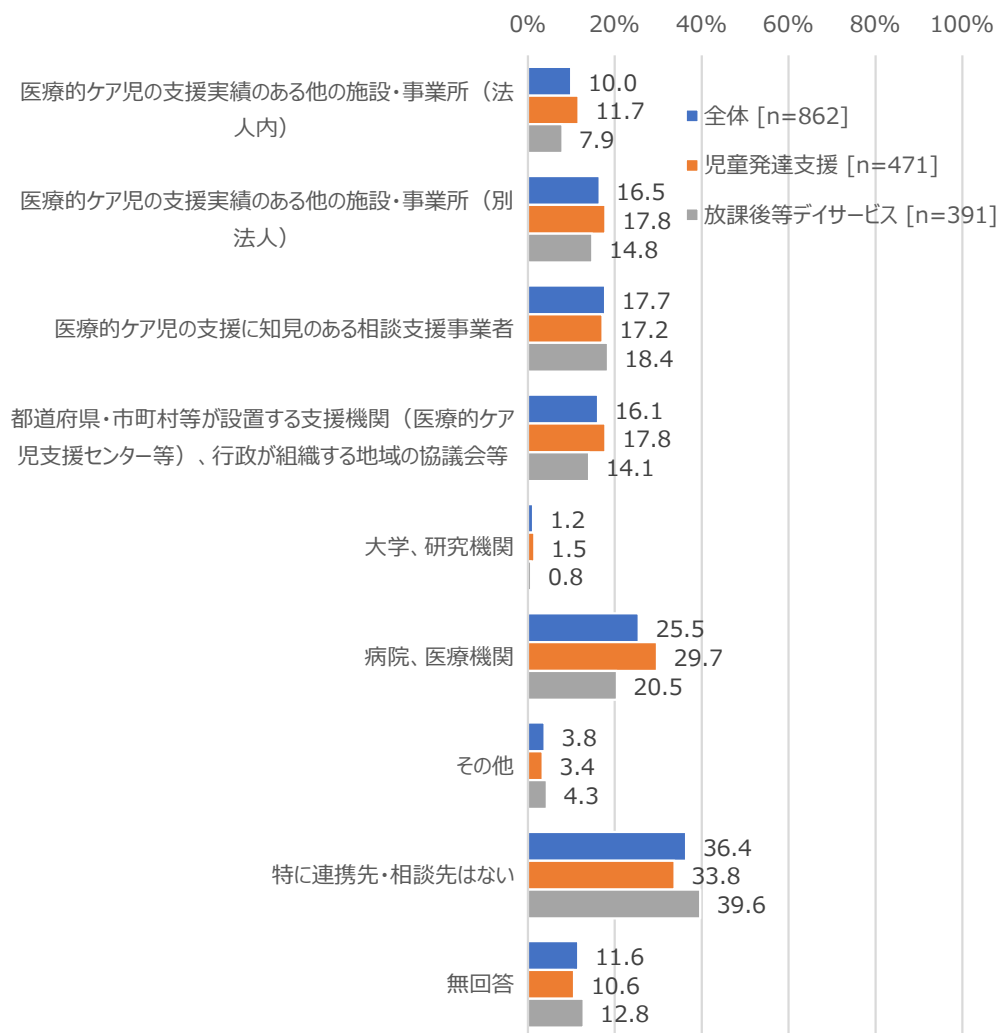
医療的ケア児の受け入れについて課題と思われるもの
〔複数回答〕（医療的ケア児の有無別）



(2) 連携・相談先、利用者の報酬改定前後のサービス変更状況等

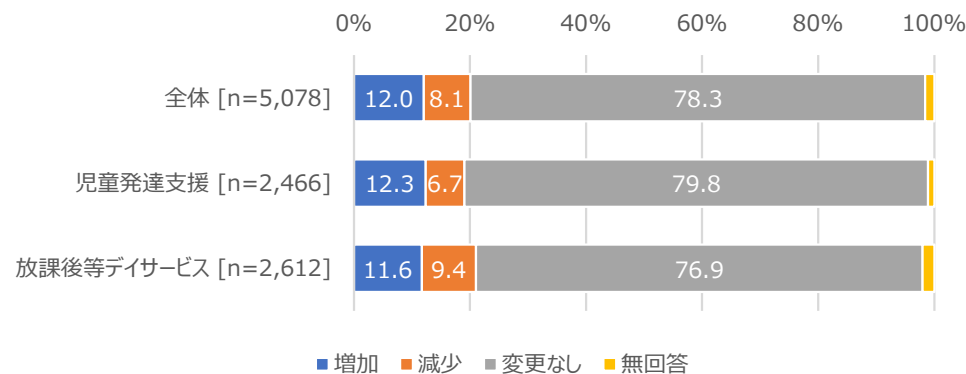
- 医療的ケア児に関し、連携・相談のできる外部機関等については、「病院、医療機関」が25.5%、「医療的ケア児の支援に知見のある相談支援事業者」が17.7%等となっている。
- 利用者の報酬改定前後のサービス提供時間の変更等の状況について、個別の状況を聞いたところ、個別支援計画におけるサービス提供時間について、「変更なし」が78.3%、「増加」が12.0%、「減少」が8.1%となっている。また、サービス提供時間の変更による個別支援計画での支援内容の変更は、「なし」が82.3%、「あり」が14.1%となっている。

医療的ケア児に関し、連携・相談のできる外部機関等〔複数回答〕

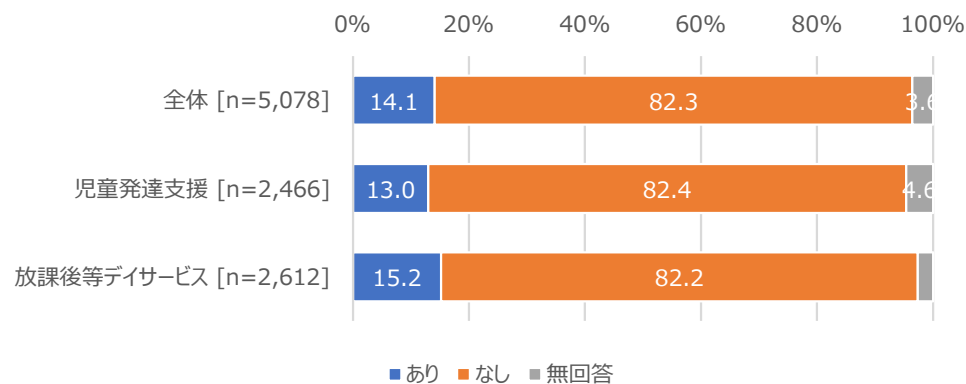


利用者の報酬改定前後のサービス提供時間の変更等の状況

【個別支援計画におけるサービス提供時間の変更状況】



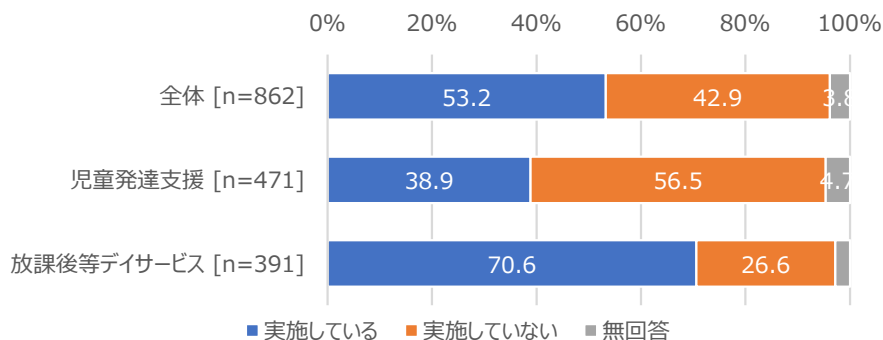
【個別支援計画での支援内容の変更状況】



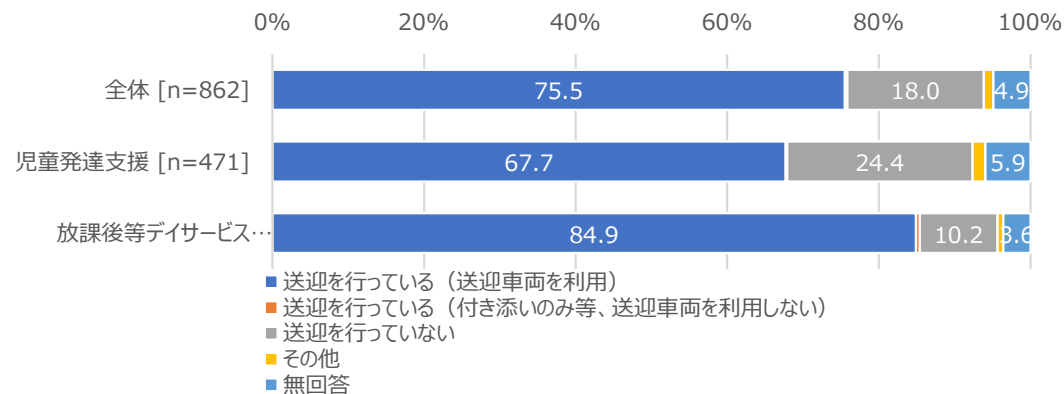
(3) 延長支援、入浴支援等の状況

- 延長支援を「実施している」事業所は53.2%となっている。入浴支援を「実施している」事業所は4.3%だが、利用者に医療的ケア児等のいる事業所では、「実施している」は19.4%となっている。送迎については、「送迎を行っている（送迎車両を利用）」事業所は75.5%となっている。
- 専門的支援実施加算については、「算定している」事業所が49.7%となっている。加算算定において配置している専門職としては、「保育士（5年以上）」等が多くなっている。

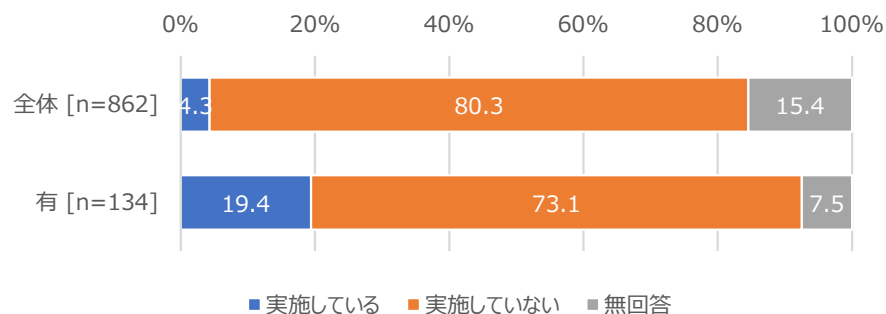
延長支援の実施状況



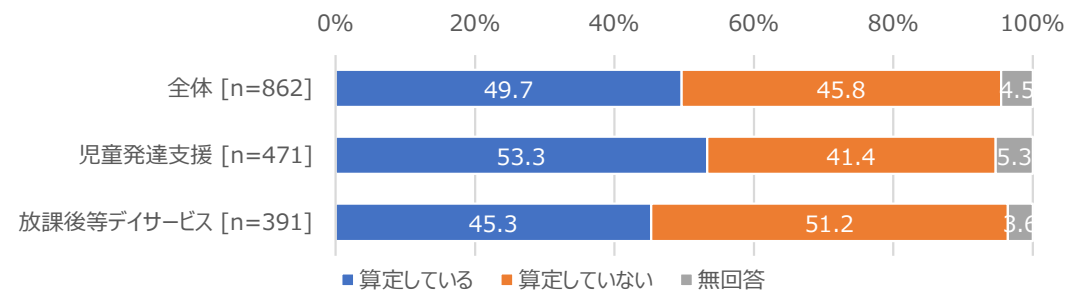
送迎の実施状況



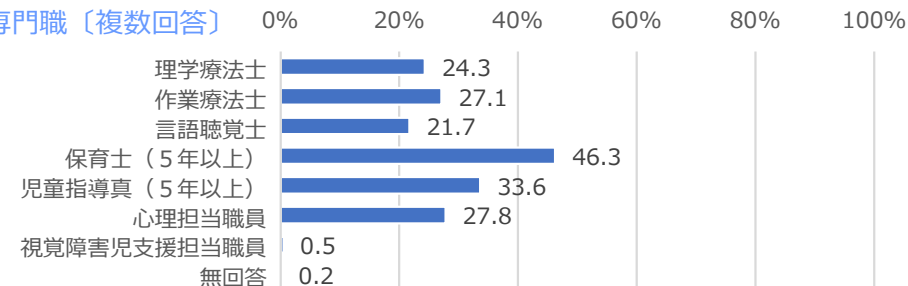
入浴支援の実施状況（医療的ケア児等の有無別）



専門的支援実施加算の算定状況



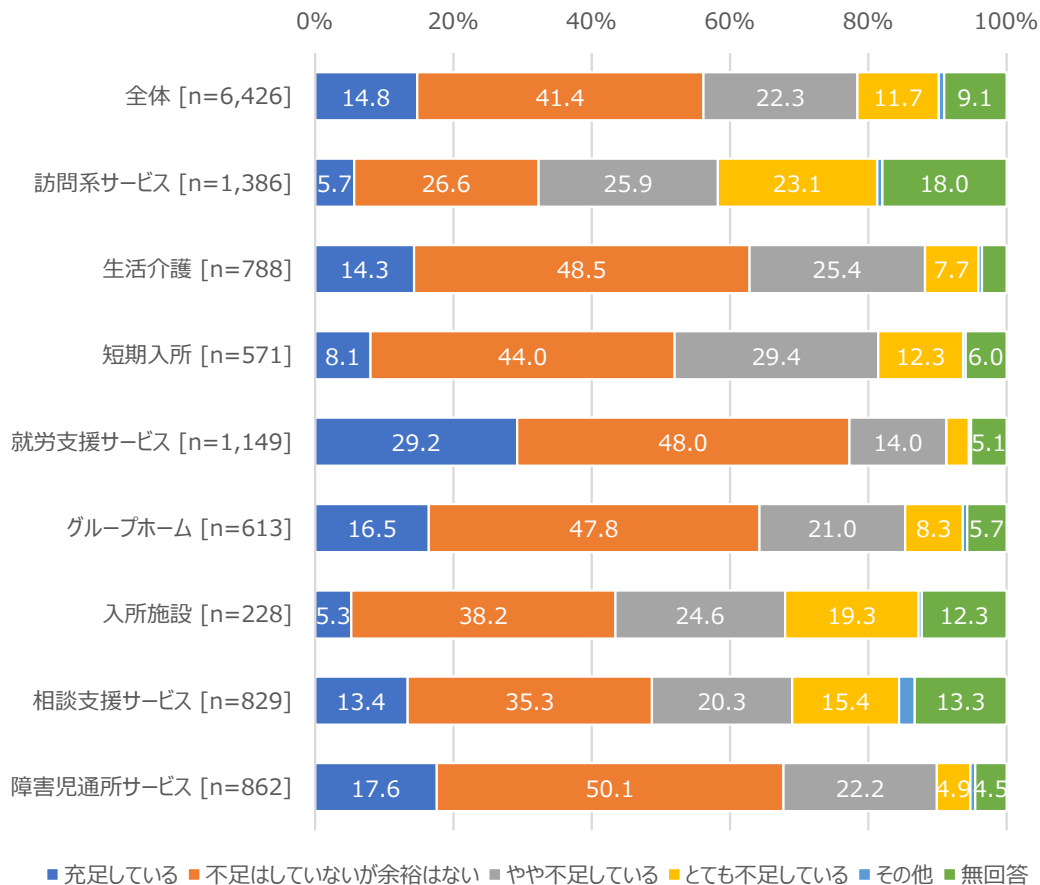
配置している専門職〔複数回答〕



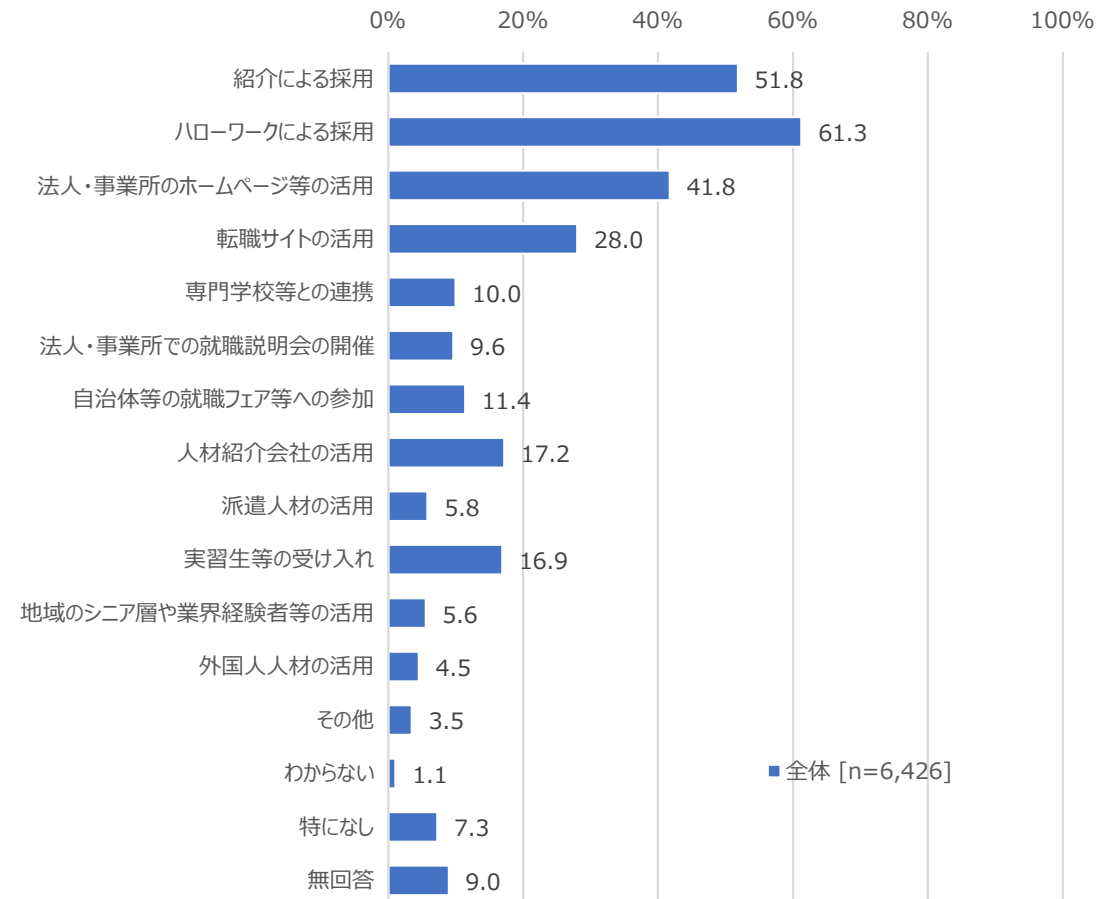
（１）調査対象サービスの職員の状況

- 調査対象サービスの職員の充足状況は、「不足はしていないが余裕はない」が41.4%と多く、次いで、「やや不足している」が22.3%となっている。サービス種別では、就労系サービスでは充足している（不足していない）ところが比較的多くなっている一方、訪問系サービスでは不足しているところが比較的多く見られる。
- 人材確保のために行っている取組を聞いたところ、「ハローワークによる採用」が61.3%と最も多く、次いで、「紹介による採用」が51.8%、「法人・事業所のホームページ等の活用」が41.8%となっている。

職員の充足状況



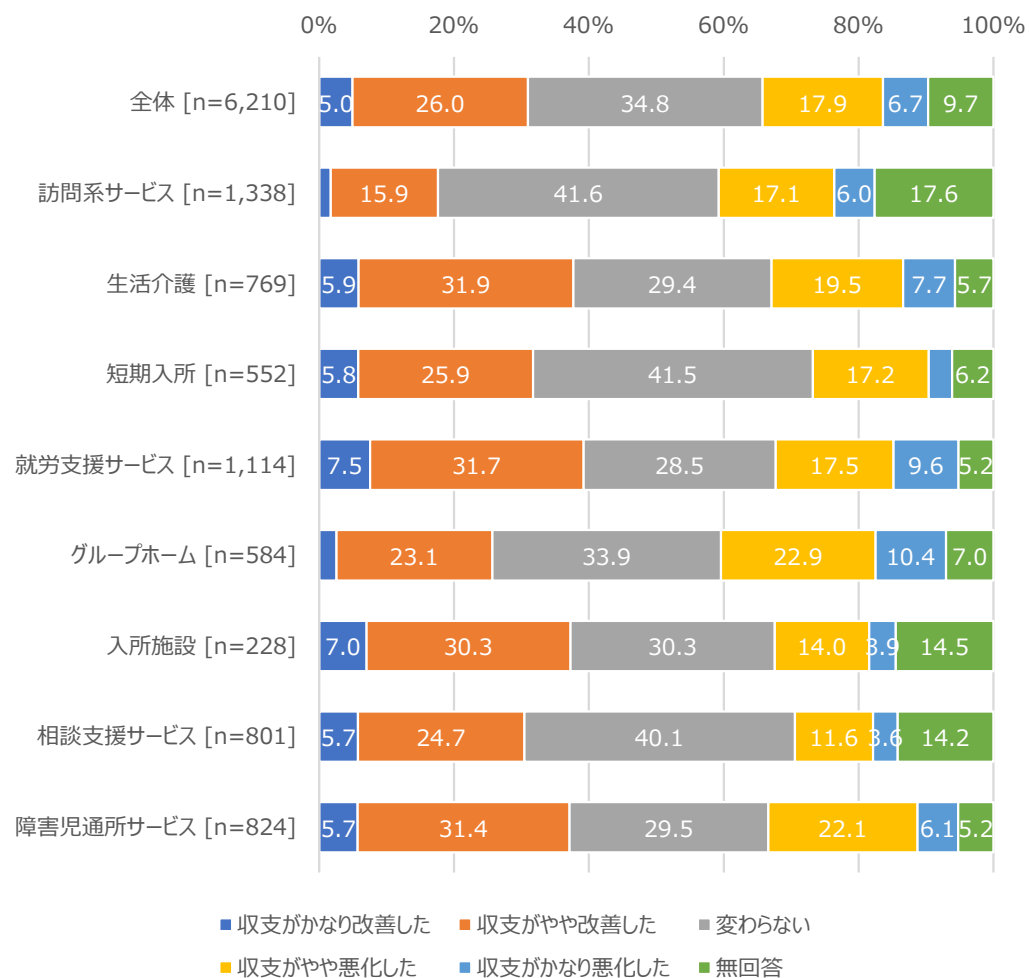
人材確保のために行っている取組〔複数回答〕



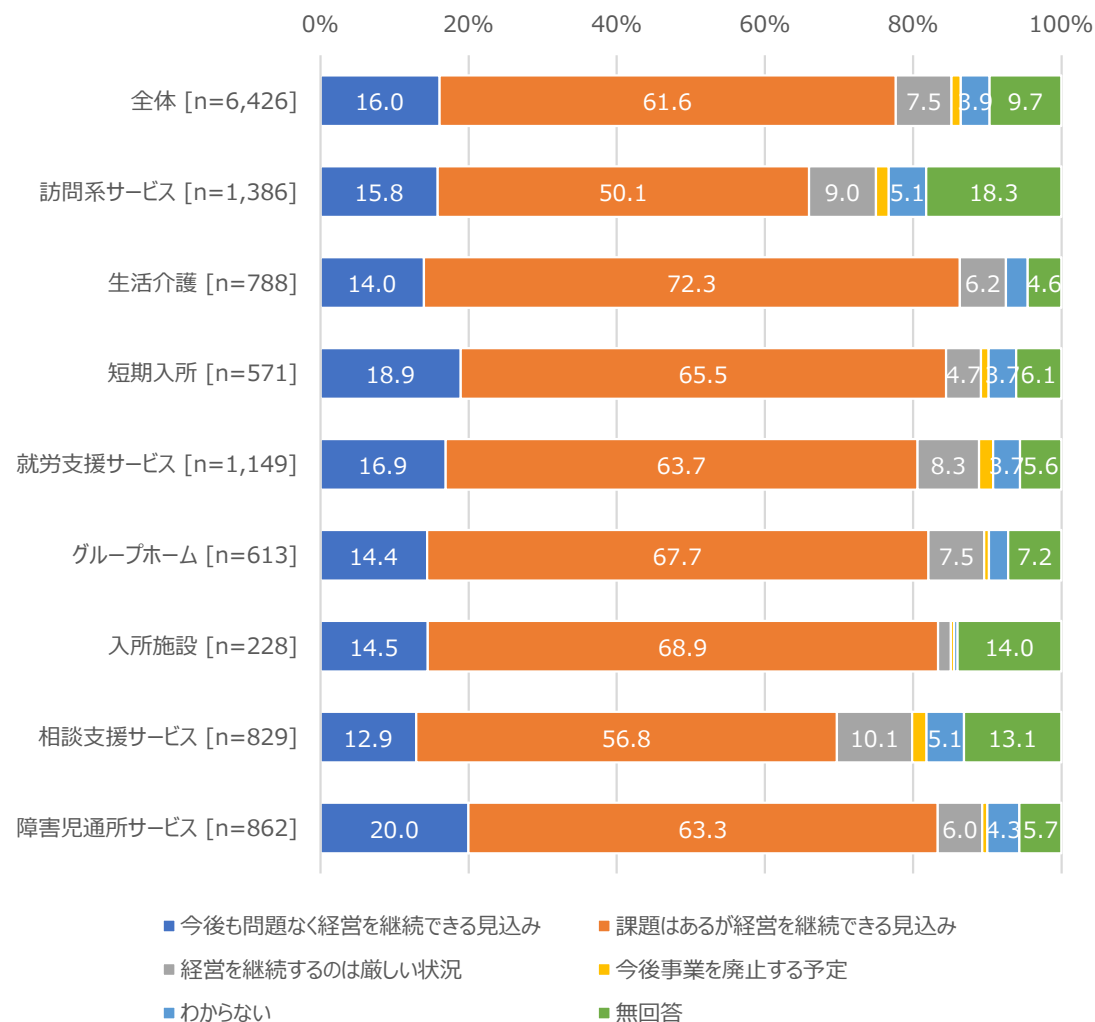
(2) 調査対象サービスの経営状況

○調査対象サービスの経営状況について、収支の前年同月と比較した状況を聞いたところ、「変わらない」が34.8%、「収支がやや改善した」が26.0%、「収支がやや悪化した」が17.9%となっている。今後の経営見通しについては、「課題はあるが経営を継続できる見込み」が61.6%と多くなっている。

収支の前年同月と比較した状況



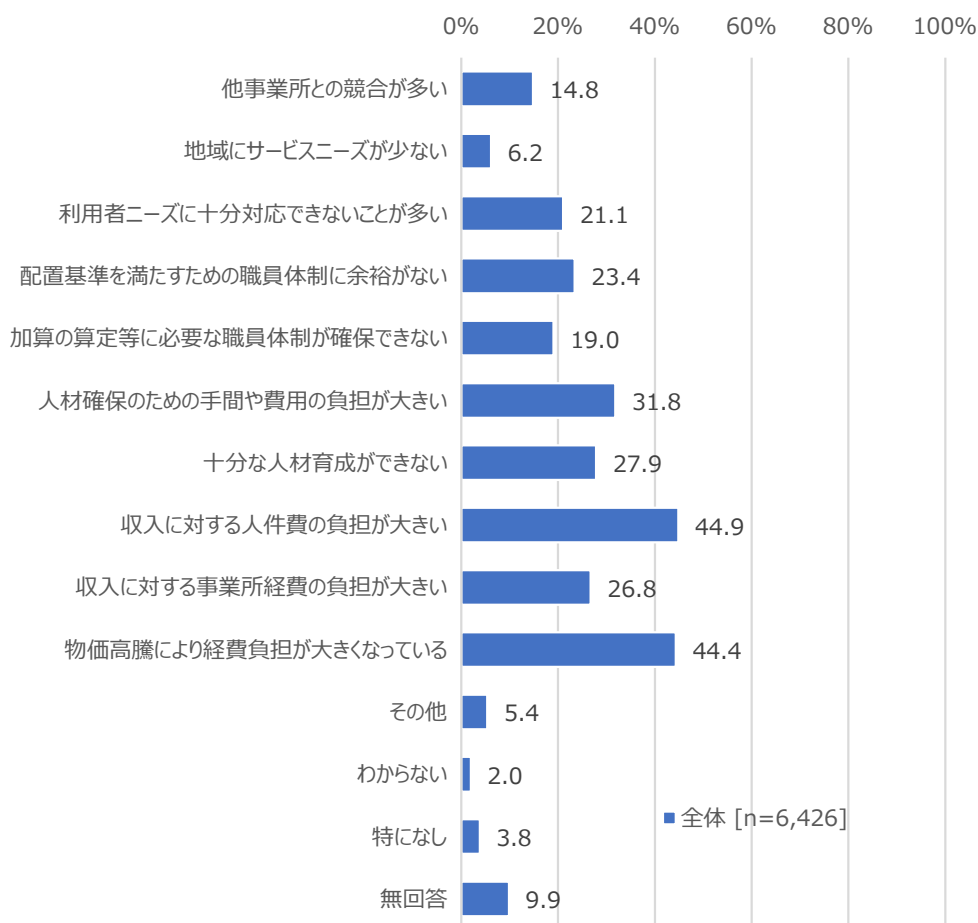
今後の経営見通し



(3) 調査対象サービスの経営課題、利用者確保のために行っている取組

- 経営について感じている課題を聞いたところ、「収入に対する人件費の負担が大きい」が44.9%、「物価高騰により経費負担が大きくなっている」が44.4%等となっている。
- 調査対象サービスの新規利用者確保のために行っている取組としては、「相談支援事業所への紹介依頼（訪問や事業所の紹介・説明等）」が55.2%と最も多く、次いで、「自事業所のホームページ等（SNS含む）での発信」が36.8%となっている。サービス種別では、生活介護、就労支援サービスで「学校等への紹介依頼」、障害児通所サービス、就労支援サービスで「自事業所のホームページ等（SNS含む）での発信」等が多く見られる。

経営について感じている課題〔複数回答〕



新規利用者確保のために行っている取組〔複数回答〕

